

平成29年第8回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより平成29年第8回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、7番中川議員と8番貝澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、9月5日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番
四戸議員

10番四戸です。本日招集されました、第8回町議会定例会の議会運営等につきましては、9月5日に開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日9月12日から明後日13日までの2日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期につきましては本日から明日9月13日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日9月13日までの2日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成29年7月分の出納検査結果報告がありました。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1番目といたしましてJR日高線沿線地域の公共交通に関する調査について説明願います。町長。

町長

1番目のJR日高線沿線地域の公共交通に関する調査についてご報告を申し上げたいと思います。JR日高線の復旧等にかかわる件につきましては、これまで、要望経過報告並びに行政報告をしまいましたが、新年度におきまして新たな調査検討協議会を立ち上げてございますので、その経過と主な内容につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。日高線鶴川・様似間については、2015年1月の高波被災後、日高管内7町と北海道、JR北海道でつくる沿線協議会におきまして、これまで復旧策等を協議してきたところでございますが、今年の2月に第7回のJR日高線沿線自治体協議会が開催されまして、こ

の場におきまして、J R 北海道側から正式に日高線の復旧断念並びにバス等への転換に向けた協議開始についての方針が提示されたところでございます。この提示を契機にしながら、J R 日高線鶴川・様似間については、全線復旧が基本ではございますが、立ち止まることなく、さまざまな可能性を探るために、バス転換並びにデュアルモードビークル、DMV 導入等も含めて、新たな調査検討する組織をむかわ町も含めた沿線 8 町で立ち上げることにしたところでございます。新年度に入りまして、新しい調査検討委員会が 4 月の 12 日に新ひだか町におきまして、第 1 回目の J R 日高線沿線地域の公共交通に関する調査検討協議会を立ち上げたところでございます。当協議会の構成メンバーは、管内 7 町長及び北海道、日高振興局、北海道運輸局をもって構成し、そのほかに苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町の東胆振の 1 市 4 町の代表として、むかわ町がオブザーバーとして参加することとされたところでございます。具体的な調査検討の取りまとめについては情報を多く持つ、専門のコンサルタント業者に委託することとなりました。その後、6 月の 12 日に専門業者に委託をしたところでございます。調査検討の内容については、1 点目は鉄道と道路を走行できるデュアルモードビークル、DMV の導入について。それから、2 点目は、バス運行について。3 点目は、バス高速輸送システムであります、BRT、バス・ラピッド・トランジットの調査項目を主として地域公共交通の可能性について、11 月中旬を目途に調査することとしたところでございます。2 回目の協議会については、7 月 11 日に新ひだか町で開催をいたしまして、主には前段申し上げた 2 月 18 日に開催された、第 7 回の J R 日高沿線自治体協議会におきまして、J R 北海道より提示されました、日高線の復旧断念並びにバス等への転換に向けた協議開始へのお願いについての際に、沿線自治体への協力項目として 8 項目の提示がなされておりますが、その内容について質疑し、J R 北海道から説明を受けたところでございます。特に、バス転換をした場合における新たな負担に対する支援については沿線自治体と協議の上、各町負担について一定程度支援したいとのことでございます。また一定程度の支援の期間については、従前のバス転換時の例を参考に今後沿線協議会と協議したいとのことでございます。さらには、鉄道用地を活用して行う DMV の整備費用の一部補填については、これはバス転換ではなく、DMV の導入を決定した場合、ランニングコストについてはバス転換の場合と同程度の支援をする等々でございました。3 回目につきましては、今月の 9 月 7 日に新ひだか町において開催され、沿線 8 町の町長、道、北海道運輸局などの関係者約 30 人が出席をしてございます。コンサルタント業者から調査実施の基本的な考え方並びに線路と道路を走れる DMV、BRT、バス高速輸送システム、それから、路線バスの三つの代替案の可能性について、中間報告をされたところでございます。それぞれの具体的な比較検討、費用等はまだ示されていないことから、次回の報告には資料として提供できるものと考えてございます。最終報告については、11 月に予定をしております、大詰めさまざまな協議については 12 月か

ら来年3月にかけて、行われる見通しでございます。いずれにしても、北海道全体の地方公共交通システムをどうするかという共通課題になってございます。北海道内の市長会あるいは町村会とも連携しながら、オール北海道で早期に解決していくことが求められているところでございます。以上で行政報告を終わります。

議長

続きまして、農作物の作況について。産業課長。

産業課長

はい、それでは私のほうから報告をさせていただきます。農作物の生育状況について資料1をご覧願いたいと思います。作況状況であります。日高農業改良普及センター日高西部支所による9月1日現在の状況になります。水稻につきましては、8月の低温日照不足により登熟が緩慢であり、生育は平年対比で1日遅れとなっておりますが、評価としては平年並みであります。牧草につきましては、収穫作業が平年に比べて早くなっておりますが、降雨により評価は平年並み、平年対比で2日遅れとなっております。次にサイレージ用とうもろこしの登熟は8月の低温、日照不足により、やや遅れておりますが、平年対比でマイナス4日となっております。次にトマトの出荷状況につきましては、8月23日現在で9109トン。金額では28億8070万円で、前年対比、数量では103.2%、金額で96.9%となっております。単価は昨年よりもキロ当たり21円下がっている状況であります。次に、水稻の品種別作付面積につきましては、ここに書かれている情報であります。ななつぼしが全体の61%、301.7ヘクタールとなっております。前年より29.8ヘクタールの減となっております。ゆめぴりかは全体の36.6%となっております。前年より11.3ヘクタール増加しております。全体的にはゆめぴりか、ななつぼしの2品種に収斂されつつあります。他品種につきましては減少してきている状況であります。平取町全体としての作付面積は、昨年より29.8ヘクタール減少している状況です。また、8月下旬に行われました不稔調査におきましては、不稔率が平取町全体で4.8%、去場で4.8、貫気別で3.3となっております。昨年と数字は同じでありまして、平年値対比がマイナス0.6%で平年並みとなっております。最後に、農林水産統計によります水稻作柄であります。9月1日現在では北海道全体で平年並み、日高管内においても平年並みとなっております。以上で農作物の生育状況についての報告を終わります。

議長

続きまして、平成29年度平取町表彰者について、副町長。

副町長

平成29年度平取町表彰者について、報告いたします。9月4日開催の平取町表彰審議会において決定されたものでございます。まず、功労表彰者でございます。社会福祉功労賞に長知内の橋内浩吉氏でございます。橋内氏は21年の長きにわたり、現在においても民生児童委員として町の社会福祉向上に功績を

残され、平取町民生委員児童委員協議会の副会長として組織運営に貢献をされてございます。次に、産業経済功労賞、紫雲古津の佐藤潔氏でございませう。佐藤氏は長きにわたりびらとり農協の理事として農業の振興と発展に功績を残されております。また、新規就農受入協議会アンビシャスの代表、農業委員、自治会長としても活躍をされてございます。平取アグリサポート取締役として、農業組織の活性化と、農地の遊休化防止に尽力されたほか、沙流土地改良区役員として農業振興に功績を残されております。貢献表彰者でございませう。社会福祉貢献賞、交通安全指導員40年、振内町、樫野公氏、30年、振内町、木田義昭氏、20年、振内町、川端春夫氏。消防団員でございませう。40年、長知内、高橋一夫氏、30年、貫気別、互野勝弘氏、20年、小平、川奈野只彦氏、同じく旭、笠山茂樹氏、貫気別、江谷淳一氏、振内町、戸城健一氏、振内町、草薙正志氏、岩知志、高橋健治氏、岩知志、松原邦彦氏、岩知志、川上尚人氏となつてございませう。最後に善行表彰者、奨励賞、荷葉のサークルたまてばこ、代表小林明美氏でございませう。サークルたまてばこは平成13年以來、絵本の読み聞かせや楽器演奏、図書館整備の支援など、子どもの教育の分野で長く地域社会に貢献をされていませう。以上、平成29年度平取町表彰者についての報告とさせていただきます。

議長

次に、平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

平成29年6月定例議会以降における諸般の教育行政報告につきましてご報告いたします。資料の3をご覧ください。はじめに、町内小中学校におけるいじめ問題に関する児童生徒への実態把握調査結果についてでございませう。北海道教育委員会が行っております直近の調査といたしましては、本年6月におけるアンケート調査の結果となり、町内小中学校児童生徒395名の回答状況となつてございませう。今年4月からアンケート回答日までの間にいじめられたことがあるかという問いに対しましてあると答えた回答は5件でありました。内訳としましては小学校が4件、中学校は1件。いじめの内容としまして、悪口が2件、からかわれたが1件、その他が2件であります。これらのいじめとするものにつきまして6月調査時点においても引き続きいじめられているとの回答は1件でありました。この1件につきましては小学校の児童でありますけれども、当該学校においても、内容等把握してございまして、些細なことから悪口の言い合いとなつたということでございませう。些細なことから重大な事案になることもありますので、学校では適切な対応をとっている状況でございませう。教育委員会では平取町いじめ防止基本方針を策定し、また各学校におきまして、学校いじめ防止基本方針を策定いたしまして家庭や地域に向けた公表を全ての学校において行っているところでございませう。またいじめについての家庭及び地域からの情報収集についても、全ての学校において実施をしてございまして、教職員の共通理解を図る職員会議や校内研修につきましても実施をしてきてい

るところでございます。このようにいじめの未然防止に努めているところ
でございますけれども、子どもの受けとめ方も多様でありますことから、アンケート調査にありましては依然としていじめを受けたことがあるとの回答があるものとなっておりま
す。またいじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますかとの問いに對しまして、いいえと答えた回答が9件、わからないという回答が48件ありました。教育委員会としましては、これだけ新聞やニュースにおいていじめが原因とされる、自殺などが報道されており、各学校でもいじめは絶対にだめというさまざまな取り組みを行っているにもかかわらず、このような回答があるということ
を重く受けとめ、引き続き改善に向けた指導の徹底に努めるよう、各学校長に對し指示をしているところ
でございます。教育委員会及び全ての教職員はいじめはどの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こりうるものという認識のもとにいじめ防止と解消のために万全の配慮をし、児童生徒がいじめのない、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう努めてまいります。次に北海道中学校体育大会出場結果についてでございます。本年度平取町からの全道大会への出場につきましては、平取中学校及び振内中学校から6競技27名が
出場をしております。参加種目は、陸上男子砲丸投げ、男子3千メートル、剣道の男女個人、バドミントン男子個人、卓球の男子団体、男女個人、柔道女子個人、バスケットボール女子となっております。結果につきましては柔道大会女子個人48キロ級におきまして平取中学校3年生の浅野百香さんが全道準優勝という輝かしい結果でございました。その他の競技とも善戦をいたしましたけれども、決勝トーナメント1回戦または2回戦までとなっております。それぞれの選手の今後の活躍を期待するところ
でございます。以上申し上げ本定例会における教育行政報告といたします。

議長

次に、Jアラートの対応について、副町長。

副町長

8月29日の北朝鮮のミサイル発射による平取町でのJアラートの対応について報告をさせていただきます。8月29日、午前6時2分に北朝鮮からミサイルが発射されたとJアラートにて、国から全国の自治体に情報伝達がされております。当町では、警報の受信が早朝だったこともあり、政府のエリアメールにより、防災担当者が個人のメールで事案を認識し、すぐに登庁し警報の内容を確認したところ
でございます。その時点で2回目の警報により、北海道上空を通過したとの情報が伝達されております。平取町でのJアラートを町民に伝達する対応といたしましては、担当が内容確認後、消防に依頼し、消防の緊急伝達システムで町内6地区のサイレンの吹鳴及びメッセージをアナウンスすることとしてございましたけれども、消防の依頼前に2回目の上空通過の情報が伝達されたということから、サイレン吹鳴等により混乱を招く事態を想定し、実施しないこととしたものでございます。今回の対応につきましては、消防伝達までの時間等にロスを生じ、結果、吹鳴、アナウンスができなかったこと
の

実態から、これを反省材料といたしまして、すぐに防災担当、消防で協議を行い、今後あらゆる時間帯に複数人間が消防に依頼する等のフローチャートなどを確認し、対応することとさせていただきます。または発射時点での対応等につきましては、5月にホームページでお知らせをしているところとさせていただきますけれども、さらに、まちだより等で周知を図ってまいりたいと考えてさせていただきます。また、中期的な視点として、行政防災無線の整備等により、当町で最も効率的なJアラートを含む防災情報等の伝達システムの確立も早期に検討する考えでいます。また今回、伝達システムの操作の誤り等により、本来発信する必要のなかった町内エリアメールをJアラートの内容を再度、町内に発信し、町民の皆様への混乱を招いた事態となりましたことを、議会、町民の皆様におわびを申し上げるところとさせていただきます。今後、エリアメールの発信については、状況や操作方法等の確認徹底を図っていく所存とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。以上、今回のJアラート対応に関しての報告とさせていただきます。

議長

次に幌尻岳登山における遭難事故の対応について、副町長。

副町長

それでは、最後の資料に基づきまして報告をさせていただきたいと存じます。幌尻岳山岳遭難への対応についてということで報告をさせていただきます。本件につきましては既に、テレビ、新聞等により報道されているというところとさせていただきますけれども、改めて、事故への対応について報告をさせていただきます。まず事故の発生は平成29年8月29日、午前7時過ぎと推定されておりました。幌尻岳を登山中の大学生2人が、四の沢付近、これは取水ダムと幌尻山荘のほぼ中間の位置とさせていただきますが、その地点で8名のパーティーのうち、3人が増水した川に流され、意識がないとの情報を幌尻山荘管理人に伝え、10時48分、当該管理人から衛星電話で平取町消防署に救助の要請をさせていただきます。10時52分に平取町消防署より北海道防災ヘリを要請させていただきます。11時05分、平取町消防署にて5名の救助隊を編成し、とよぬか山荘に向かっております。12時にとよぬか山荘に到着して、12時03分、消防救助隊、道警山岳隊、平取町山岳会員が合流して取水口へと向かっております。時間は前後いたしますけれども、役場の対応といたしましては、10時53分、平取町山岳会から、10時55分平取町消防署から遭難の連絡を受け、消防が防災ヘリを要請済みとの連絡を受けてさせていただきます。11時45分、役場内に救助対策本部を設置し、平取町山岳会、とよぬか山荘、門別警察署、日高振興局地域政策課、日高北部森林管理署に連絡いたしまして、救助等に関する情報収集、今後の状況により各機関での対応等について協力を要請しております。防災ヘリとさせていただきますけれども、11時30分、丘珠から出発し、12時50分に四の沢付近で、3名のうち疾病者2名の救出を完了してさせていただきます。13時に親水公園ヘリポートに着陸し疾病者を救急隊へ引き継ぎ、国保病院に搬送してさせていただきます。14時06分、残り1人の疾病者の救出を完了し、14時24分、

親水公園ヘリポートに着陸、救急隊に引き継ぎ、国保病院に搬送してごさいます。救助隊ですけれども、13時51分、平取救助隊が四の沢付近で残った同一パーティーの5人と救助を待つ疾病者1人と接触してごさいます。川淵にいた疾病者を安全な場所まで移動後、左岸にいたパーティーの5人を随時、右岸側に救出してごさいます。救出した5人は自力下山が可能であったため、疾病者のみ北海道防災ヘリにて14時06分搬送し、5名を介助しつつ、平取救助隊は14時12分、下山を開始してごさいます。14時58分、平取救助隊は5人のパーティーとともに取水口に到着、パーティーを門別警察署にて搬送することとして、引き継ぎを完了してごさいます。15時30分、救助隊は取水口を出発し、帰路に着いたというところです。16時、要救助者の病院への搬送、残る5人が門別警察署に引き継がれたことを確認したことから、救助対策本部を解散してごさいます。今回の事故は広島、山口両県の60代から70代の男女8人のグループのうち、男性3名が死亡する事態となっております。死因は溺死でごさいます。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。残念ながら今回、幌尻岳額平川ルートでの渡渉中の事故で一度に3名の方がお亡くなりになりました。幌尻岳は日本百名山の一つで百名山踏破を目指す登山愛好者には渡渉があることから、難易度の高い一山との評価となっております。額平川ルートでの通常の渡渉は水量が平均50センチメートル程度で、渡渉中の沢底の滑りなどに留意すれば、事故なく登れる山で、原始林と清流と巨石の中の渡渉を繰り返し、北海道日高山脈の秘境に分け入る醍醐味が味わえる貴重なルートとして、当町の観光資源の一つとしても多くの登山者に楽しんでいただきたいと考えてごさいます。平取町といたしましても、平成24年からとよぬか山荘から第2ゲートまでのシャトルバスの本格運行を始めており、原則シャトルバスを利用しなければ、額平川ルートからの登山はできない状況をつくり、登山者の把握や、乗車時の幌尻登山における注意事項のチラシの配布、車中での注意喚起のアナウンス、降雨や沢の増水時には運行を中止するなど、事故の防止に寄与できればとの思いで対応してきたところごさいます。シャトルバスの本格運行後、死亡事故は発生しておりませんでしたので、今回の事故は大変残念なことと思っております。今後平取町としても、山岳会や警察などと連携し、登山者に対しての情報伝達、注意喚起などをさらに行い、事故の発生の未然防止に努めてまいりたいと考えております。以上、幌尻岳遭難発生から当町での対応等について報告させていただきました。

議長

次に道道平取穂別線の災害復旧について、まちづくり課長。

まちづくり課長

はい。それでは私のほうから道道平取穂別線の災害復旧について、ご説明申し上げます。昨年8月の台風によりまして、平取の幌毛志から、むかわ町富内の間の道道平取穂別につきまして、路肩決壊及び地すべりによりまして、災害時から現在まで通行止めになっております。それで6月に室蘭建設管理部のほう

から、現地説明ということであったんですけども、そのときには当初9月の下旬に片側交互通行、12月に全面通行というようなことでお話があったんですけども、資材の調達等に時間がかかったということで、片側交互通行が11月下旬になる見込みだということで、先週報告がありましたので、ご報告したいと思います。全面復旧につきましては当初の予定どおり12月下旬ということで報告を受けておりますので、議会の皆さんにご報告いたします。以上です。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。3番櫻井議員を指名します。3番櫻井議員。

3番
櫻井議員

3番櫻井であります。先に通告いたしましたとおり、沙流川アート館の運営についての方向性、あり方を明確にしなければならない時期に来ていると思っております。そのことをまず問い合わせて、新たな展開を図るための企画提案をしたいと思います。そして、それにつきましての所見を伺いたい、そのように思っております。まず、平成3年に平取町の芸術の拠点として、また川向小学校の跡地利用として、児玉先生を迎え入れ、沙流川アート館の設立に至ったと想像をいたしておるわけではありますが、いかんせん、当時設立の目的などを記述したというものが全く見当たりませんで、そのあたりの当時のいきさつも含めて、まずはご説明を願いたいと思っております。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ
施策推進
課長

はい、それでは櫻井議員のご質問に回答したいと思います。まず、当時の資料では平成3年の1月に川向小学校施設の利用計画の協議が行なわれておりまして、協議のメンバーといたしましては、町を代表しまして当時の助役、また北海タイムスの静内支局長、それとディナー共和国から2名ということで、計4名で協議をしております。このディナー共和国という団体は文化活動を続けるグループで、当時50名を超える会員で旧門別町の方が中心となっていた団体です。札幌の方も入っていました。そのときの協議内容をもとに地元及び関係者と協議が行われたものと推測されます。その内容としましては、利用目的案としては、川向アート館として増改修して、地域芸術文化活動の拠点として活用するとともに、川向地域の振興発展に資するとなっております。具体的な利用方針としては、川向生活館の付属施設として運用し、原則として体育館は川向自治会に、教職員室は芸術文化活動を行う者にそれぞれ使用を許可することになっております。また、その時点での管理については、運営組織に委託することとなっております。そのメンバーについては自治会の正副会長、継続的に施設を利用する方、またディナー共和国の代表者、また町の担当課長、

それと町の地区担当者となっております。その段階での施設整備計画もその時点では検討されています。この会議の後、地元自治会との協議があったと思いますが、その5月に仮称として、川向アート交流館管理運営委員会というのが開催されまして、メンバーとしては、北海タイムス支局長を除く当初の打ち合わせメンバーと有識者、そして大友先生が運営委員会にも入っております。その中で沙流川アート館の名称が決定されて、管理体制、規約、予算が確認されています。当時の規約には施設の活用については文言として、整理はされていませんが、運営委員会のメンバーからいって地域芸術文化活動を行う場と言えると思います。

議長

櫻井議員。

3番
櫻井議員

だいたいの経緯というか、アート館が設立された経緯というものがわかりました。それでまず確認させていただきたいんですが、この、アート館の運営に関しましては調べましたところ、沙流川アート館管理運営委員会規則、そして、平取町生活館条例ということになっておりますが、現状におきましてのこの運営委員会のみがアート館の今後の方向性、あり方を議論する場になっていると思いますが、間違いないか、伺います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

現段階では沙流川アート館の管理運営につきましては、運営委員会となっておりますので、そのように考えます。

議長

櫻井議員。

3番
櫻井議員

先ごろですね、この運営委員会の中で、まあ、それが開かれたということでございますが、先ほどのメンバーも含めてなんですけど、川向地区の住民は、この施設に何をいったい求め、どう今後も含めて関わっていくのかということがあります。それから実質的な運営者であります児玉先生は、現状と将来において何を希望しておられるのか伺っておきたいと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

お答えします。沙流川アート館の改修につきましては、第6次総合計画の当初の実施計画においては、計画の後期に実施するという事としていましたけども、老朽化が激しいということから、昨年度のローリングの中で平成30年度に前倒しをしているところです。計画の前倒しを検討しているなかで、今年の

1 1月に、通常であれば6月の運営委員会で終わりですけども、そういう事業の前倒しということもあったものですから、昨年1 1月に運営委員会を開催し、改修に向けた意見交換を実施した際に、開設当時の自治会役員であった方、その方が顧問ということで入っているんですけども、平成3年ごろの当時の自治会の考え方としては、川向小学校の解体を希望していたけども、町が芸術を中心とした文化施設として存続していきたいということで、自治会としては体育館の施設の利用ですとか、祭りの際に利用していきたいということで使わせてもらうということで、沙流川アート館の運営については町が考えていくことと、整理されているということでした。その場を経てですね、現自治会の役員についても改めて再認識をしたというところです。現段階の自治会としての関わりにつきましては、運営委員会には自治会の正副会長が入り、運営委員長は自治会長が担われておりまして、その他清掃については自治会の女性の方、また除雪に関しては運営委員長、自治会長が行うという役割分担がされています。続きまして、児玉先生は何を希望しているかという点ですけども、今年の6月に開催しました運営委員会の中では、児玉先生から具体的な改修の提案がありました。内容としてはなるべく現状の建物を生かした改修ということで、木の床ということと、天井の高さ、小学校の雰囲気、この三要素を残してほしいということです。2点目としては平成26年に実施をしました屋根の改修ですが、そこは未実施の部分もありますので、そこの補修ということでした。また、床が抜けている畳の部屋があるんですけども、そここのところの改修をしていただきたいと。あと軒下、外壁の穴などの補修ということで、今年度においてもアライグマが侵入したということもありましたのでその辺の補修をしていただきたいと。あとトイレの改修、収納庫の増設と。6点目に、宿泊棟の整備をしていただきたいということでした。このほか、この運営委員会の中では自治会からは祭りで利用していきたいとのことで、炊事場の設置などが要望としてあげられています。児玉先生から提案がありました、宿泊棟の整備については、アーティスト・イン・レジデンスということで、簡単に申し上げますと、芸術家に一定期間、特定の場所に滞在していただいて、そこで創作活動に専念することができる環境を提供してはどうかということでした。平取なり日高にいる方であれば、制作の場というのは困らないですし、都会からここに移られて、移住するということでいけば、なかなか仕事もないということもありますので、どのような利用者が可能かということ、短期滞在と、これであれば可能ということではないかという提案でありました。利用対象としてはレジデンス作家、アトリエ利用者、あるいは美術大学の学生なども利用可能ではないかということでございます。町としましては、これは昨年1 1月に行なった運営委員会のあと、副町長をリーダーとする庁舎内組織のまちづくりプロジェクトという会議がありますが、その会議において、アート館の方向性について協議を行っており、その中では現行の利用方法を踏襲する、2点目としては展示施設として機能を検討する、あるいは展示をやりやすい環境をつくる備品の補充なども考え

てはどうかということと、3点目として、建物を維持するための改修を実施するという考え方を整理をしております、基本的には現状の建物を生かした改修ということで、この考えについては、児玉先生の提案内容と方向性は同じであると考えます。以上回答させていただきます。

議長

櫻井議員。

3番
櫻井議員

今、るる課長のほうから委員会の内容というものをお聞かせいただきましたが、ちょっと確認させていただきます。川向自治会としては、大ざっぱに言うと、体育館の使用のみで川向自治会としては、アート館の運営には積極的には関与はしませんよという立場をとるということでよろしいですか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、実際のところ運営委員会の委員長もされておりますので、積極的にいうか、アート館の運営については、自治会というかそういうかたちでは積極的には関与しないけども、運営委員としてはいろいろと頑張っているところなんです。

議長

櫻井議員。

3番
櫻井議員

はい、わかりました。それと児玉先生としては現状の校舎の雰囲気を残しながら、床板の取り替え、あとは天井の高さというものをそのまま残してほしいというお考えということ、あとは畳の教室の床が抜けているのでそれを直してほしい。あるいは、軒天、それから外壁の穴の補修ということで、先ごろも、課長もおっしゃったように、アライグマが侵入しまして、児玉先生の目の前に小熊と言いますかアライグマが落ちてきたような、そういう状況だったと。それほどひどい状況だということが、この間調査といいますか、お話を聞きに行っていたんですが、それにつきましては、早急に直したということで理解をしております。それから、現状としましてはこれまでどおり、アトリエ、ギャラリー、絵画教室、情報発信等に、これまでと同様に引き続き、継続をしていきたいという意思ということで、それもよろしいですね。それと将来の希望として児玉先生の望んでいるものに、宿泊棟の整備、それと、アーティスト・イン・レジデンスということで作家による短期といいますか滞在制作ということでそれを、可能であれば、宿泊棟の整備をしていただきたいということで、今確認させていただきましたがその内容でよろしいですか。はい。それで、今伺った中で、プロジェクトチームが、既にもうできているというお話を伺っておりますが、その中で一つお伺いしておきたいのが、来年度の総合計画の中で計上されている2千万というものに対する、ちょっと質疑といいますか、お伺い

したいんですが、今回のこの、今、改修の希望がるる出ておりましたけれども、その中で全てだいたいこの2千万で済むということで計上されているのかどうか伺いたいと思います。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 第6次の総合計画を策定する部分におきましては、計画の後期ということもありまして、まず改修するということを計画にのせようということでしたので、特に2千万といっても積算したものではありません。本当に概算の概算というか、これぐらいの規模なら計画ができるかということで、当初計画の後期のほうに計上しましたので。それが昨年度、前倒しするというので、額についてもまだその後期のときと考え方は変えておりません。

議長 櫻井議員。

3番 櫻井議員 いわゆるつかみというやつで、はっきりしていないということがわかりました。いずれにせよ現時点でアート館の将来的におけるその目的なり、あり方っていうものが決まっていななかでね、この2千万、まあ2千万という額を来年度投資するっていうのが、むだになる可能性があるといいますかそういう危惧を私自身持っているんですね。その辺のあたりの目的、あり方っていうものが明確になるというか、決めて私たちの前に提示されるっていうのはどのくらいの時期になるかといいますか、計画で今、プロジェクトチームを組んでいるのか伺いたいと思います。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、このアート館の運営というか考え方というのは基本的には変わらないと思います。プロジェクトチームということで、これについてはまちづくりプロジェクト会議ということで庁舎内にあるまちづくり課が事務局を行っている会議でして、町の重要な部分について、それぞれの課題で集まって協議をするということになっている会議でして、またそのほかにも総合計画の基本計画の中で計画を変更するときに庁舎内のまちづくりプロジェクト会議を経てというような表現になってますのでそのような会議の中で協議をしているということになっています。今後の方向性につきましては、児玉先生の提案を受けて、先ほど申し上げた宿泊の分は別として、改修の方向性、芸術文化施設としては同じ方向だと思しますので、この先生の提案については、9月1日にまちづくりプロジェクト会議を行いまして、その中で協議を行っています。基本的には提案された項目、改修箇所については今後建築担当と現場を確認をして、予算編成、あるいは総合計画のローリングに向けて積算をしていきたいと思っておりますけど

も、宿泊棟の関係については予算規模が大きくなるということもあって、何らかの財源を探るか、あるいは川向地域に空き家があって、その活用はできないかなどを含めて、児玉先生あるいは運営委員の皆さんと協議をしていきたいと考えています。

議長

櫻井議員。

3 番
櫻井議員

今課長が申されたアーティスト・イン・レジデンスというものについては後ほど、提案といたしますか、私のほうからもございますので、後で質疑をいたしたいと思いますが、いわゆる、旧川向小学校の内部なり屋根なりっていうその改修については、その考え方と言いますか、わかったんですけど、実際に児玉先生が住まわれている住居ありますよね。あれもかなり、50年以上は、恐らくは、経ってるであろうというような建物で、なかなか改修されていないというか、この間も一部、改修があったんですけど、皆さん、行かれた方、だいたいの方驚かれるんですよ。外壁もあのような状況ですし、児玉先生のこと知ってらっしゃる方は皆一様に言うんですけど、本当に謙虚な方で、自分の住宅を直してほしいだとか、そういうことを言わない方なんですよね、基本的に。で、本当に、平成3年から20数年、平取の芸術文化の振興にずっとあたっていたで本当に、功績といたしますか、貢献していただいた方なんでね、平取町が本当に先生のことを慮ってというか、先んじて考えてあげて、こうしてされたらどうですかっていうような、何ていうか、働きかけみたいのをしてあげないとなかなか、あの住宅に住まわれるっていうのが本当に気の毒で、自分としてはならないんですよ。だからこの間一部改装したと言いましても、この間話では、お風呂場を虫が上がってくるんで自分でセメントを詰めたとか、そういう状況になってるんで、さっきも言いましたけど、先んじて町が動いてあげないとだめだと思っておりますんで、その辺の考え方と言いますか、今後の改修についてどう思われるかお答えいただきたいと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、今年度の改修については屋根の補修と住宅の基礎部分の改修ということで内部的には特には行っていませんので、ここは児玉先生の性格もございますので、一度現場を見て、直せるものは直していきたいと考えています。

議長

櫻井議員。

3 番
櫻井議員

ぜひとも、よろしく願いをいたしたいと思います。それと先ほどふれたアーティスト・イン・レジデンスというものに対しての質問というか、提案をさせていただきたいと思います。これは先ほど児玉先生のほうからの要望というか、

希望の中に入ってたんですけど、実はこれ、このことについて私自身も提案しようと思っていたことをごさいます、本来であれば、私が提案しようと思ったのは、児玉先生の隣にあった物置といいますか、家があったんで、あれを簡単に修復して、そしてあれを利用すればいいんじゃないかと思っていたんですけども、残念なことに、今回壊されてしまいましたので、それはかなわないということで新しく建てなければならないということにはなったということがあります。自分としては2段ベッドが二つほどとシャワールーム、そしてできれば水洗トイレ、それから小さな台所と談話室があればそれで十分ということを考えておりましたし、児玉先生に相談しましたところ、先生もそのような施設で十分だというのを伺って確認しております。ですから高額にはならないと思うんですけど、恐らく数百万ですむ事業だと思っております。これまでも豊かな自然の環境の中でゆったりと時間をすごしながら、創作活動を行い、数日間宿泊した人ももちろんおりますし、現在でも寝袋を持参し、学校に泊まりながら、創作活動を続けている方もいるということでもありますし、当然のことながら冬は、あの校舎なんで、無理ということで冬には無理ではありますが、過去には長期にわたりまして、利用を考えていたという方もおられましたが、民間の宿に宿泊するというのは経済的にも大変だということで断念されたとも伺ってございます。そういった環境が整えば、今後におきましてもPR次第でアート館の利用される可能性はまだまだ、広がっていくのではないかと考えられます。運営についてはもちろん有料が適切だと思っておりますが、このことは、美術大の学生あるいは一般の美術愛好家ばかりでなくて、以前にも行われましたが、演劇や舞踏といったものにまで、ほかの芸術へも十分に波及していくのではないかと考えられますし、当然のことながら、このことは最初にアート館の設立を考えたときの理念と同じように、地域の活性、あるいは当町の芸術文化の活性も促すと思っておりますし、さらには、平取町の移住定住制度ですか、それについても十分に関連すると思っております。これらの提案を鑑みながら、運営委員会、プロジェクトチームで先ほども話されていたとおり、そのことについても、十分に議論を重ねまして、結論をできるだけ早く、私たちの目の前に提示していただきたいと思っております。あとこのことに関しては先ほど課長のほうから言及されましたけれども、これについての手ごたえが知りたいといいますか、これに対してどういうお考えを持っているかということをもしお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。アートですとか、芸術活動を切り口といたしました地域の文化活動の振興ですとか、それから移住定住施策の一つとしても非常に効果の期待できる手法の一つというふうには考えてございます。一つ、アーティスト・イン・レジデンスの例ということで、以前視察をさせていただいた徳島県

の神山町という町がございまして、この町は平取町と同じように5千人規模の町で、徳島県の中山間地域の過疎の町、基幹産業は農業、特にすだちの生産が盛んな町でございました。神山町では海外交流、海外の芸術家との交流をきっかけに平成11年からアーティスト・イン・レジデンスという取り組みを実際にスタートしたということでございまして、本当に豊かな自然が残る町で芸術活動をやるということは、芸術家の皆さんにとっても有効ですし、それから地域の住民の方にも与える影響が大きいと、好影響を及ぼすということで、今も継続されているということでございます。またアーティスト、芸術家というのがですね、独特なネットワークがありまして、人が人を呼ぶというか、ぞくぞくと集まってくるような状況も生まれているということで、こういうようなものをきっかけに全国でも注目されるサテライトオフィスの需要なんかも展開に及んでいるというようなことを聞いてございます。このような事例もあることから、当町としても今回の沙流川アート館の整備等を引き金として、このようなアーティスト・イン・レジデンスの検討も可能性を探ることが重要との認識でおりますので、宿泊施設の整備、空き家といったものの活用、それから必要な財源の確保なども課題としてあると思っておりますので、この辺も地元としての受け皿をどうするかというようなことで、先ほどから課長も答弁のなかでありましたように、庁内プロジェクトの議論ですとか、運営委員会、それから関係者などいろいろな協議いたしまして、しっかり方向性を決めた上で、ぜひ実施に向けての検討をはじめたいと考えてございます。以上です。

議長

櫻井議員。

3番
櫻井議員

今、副町長のほうから認識といいますか、検討していく、前向きな方向性というものが、私自身はそう受け取りましたので、さらに、本当に慎重といいますか大胆な議論も含めて、ぜひ行っていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。田舎に本当にこうやって住んでると、どうしても芸術文化というものに触れる機会が本当に少なくて、教育委員会等におきましても、いろんな企画をもって町民に提供しているわけではありますが、なかなか日常的にはそういった刺激的なものといいますか文化的なものに触れるということが、少なくて、本当に自分なんかは車でわざわざ札幌に絵画展を見に行くだとかそういうことはできるんですけども、子どもたちがなかなかそういうことにも、それからお年寄りもなかなかそういうことが好きでもなかなかそういうところに行けないっていうのが現状なんで、できるだけ今、副町長おっしゃったように、独特のなんていうんですか、そういうネットワークっていうの本当に持っているんですよ。で、本当に、先ほども言いましたが演劇だとか舞踏だとかそういうものに広がっていくっていう可能性も十分にこの事業、可能性を本当に大きく秘めた事業でありますので、ぜひともご検討を願ひたいと思ひます。よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。仮にですがこの沙流川ア

ート館の、今言ったアーティスト・イン・レジデンスですか、そのことが具現化がされた場合にも、またそうでない場合にももちろんそうなんですが管理運営も含め、児玉先生にかかっていく負担というのがものすごく今度は大きくなると思うんですよね。それで、それを補完する上でも、これまで以上に町が積極的に関与することが必要になってくると思いますので、その辺につきましても十分にお考えをいただきたいと思います。それから、現在アート館の存在自体が、課長もよくわかっていらっしゃると思うんですけど、存在自体と言いますか、規約上だとか書類の上でどうも不確定といいますか、不明瞭な存在といいますか、なかなかこれはどういう立場なのっていうのが、よくわからない存在と言いますか、そういったことになっているんですよね。ですから今回、このことをきっかけに、目的、事業内容、管理区分、使用料、運営基準というものをも明確にした、沙流川アート館設置条例というものを新たにつくるべきだと私は思います。現在のアート館は平成3年制定の川向生活館の附属機関としての位置付けからは離れたとは言っても、その影と言いますか、その当時のことを色濃く引きずっておまして、なかなか理解に苦しむといいますか、不明瞭な存在でありますので、ぜひとも、このことを明瞭にしまして、設置の条例ということに向けて行政が動いていただけないかと思うんですが、そのことにつきまして、ご返答願います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、沙流川アート館については、アイヌ施策推進課で生活館を含む集会施設と同様に維持管理を行っているというところですけども、このもともと川向の生活館の附属施設という位置付けで規約には入っていたものの、平成14年には附属施設という文言が削除されてその規約上どういうものなのかということがはっきりわからないというものになっているので、また生活館条例ですか、住民センター条例や生活改善センター条例の中には含まれていないということで、町の財産であり、運営委員会と町が建物の一時賃貸借契約により利用いただいているものであることから、また次年度、大規模改修を期に、基本的な考え方、運営方法の変更はないとしても、今年度中に設置の目的や事業の内容、使用料、運営組織などを定めた条例を制定して、管理運営については運営委員会と協議を進めながら整理をしていきたいと考えています。

議長

櫻井議員。

3番
櫻井議員

今年度中に条例化をしていきたいということで、お答えをいただきましたので、よろしく願いをいたしたいと思います。それからですね、今回、アート館の管理運営委員会の平成28年度の決算書を見せていただきましたが、使用料収入にしましても、運営委員会規約にも生活館条例のどの項目にも合致していな

いということがわかりまして、その内容については、あえて言及はいたしません、アート館そのものの設置目的というのが当然、そこには書かれていないわけでありまして、管理運営を独立した施設としてアート館を取り扱うべきだと思っております。委員会構成に関しましても、内容と一部、違いが生じているということで、これもまた改正が必要であります。それから、委員としてまちづくり、あるいは地域振興策の意味においても、まちづくり課にも参画をしていただきたいと思っております。それからまた芸術文化の振興の上でも、教育委員会が主体的にこの事業を進めていくべきと私自身思っておりますので、アート館運営委員会の規則自体も改正していただきたい、そのように考えております。どうでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、運営委員会の規約自体も変更していきながらメンバーも考えていきたいと思っております。9月1日に行われましたまちづくりプロジェクトの中でも、生涯学習課が入ったほうがいいのではないかとということもありまして、当初は平成3年のころには地区担当ということで、そのころは社会教育課長がたまたま地区担当ということで、入っていったものが途中から地区担当という名前が消えて、生涯学習課長ということになっていきまして、平成21年まではずっと社会教育課長と社会教育係長が入っていたんですけども、もともと地区担当ということで、そのころは削除されたということになりますので、それもありますので、プロジェクト会議の内容も含めて、教育委員会と協議をしながら、メンバーの中に生涯学習課に入っていただくというかたちにしてきたいと思っております。また、まちづくり課ということもありましたけどもここはどちらかという、役場の職員ばかりというのもあって、バランスもあるものですから、できれば運営委員会の主体としては芸術家の皆さんや自治会の方と思っていますのでそこはまちづくり課との連携はプロジェクト会議やそれらも含めて連携をしていきたいと思っておりますので、委員の中に含めるかどうかはちょっと検討させていただきたいと思っております。

議長

櫻井議員。

3番
櫻井議員

わかりました。本当に基礎基本と言いますか、規約だとか条例だとかっていうのは本当にその建物なり考え方を基本とするものなんで、しっかりと内容を改めて改正なりを行っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。まとめといいますか今回、一般質問するに当たって、平成3年からのアート館管理運営委員会規約、生活館条例というものを参考にさせてもらい、いろいろ自分自身でも勉強させていただきました。現在の管理運営状況と、どう照らし合わせましても合点のいかない部分、不明瞭な部分が見受けられました。町として

管理すべき、アート館そのものの書類上の存在の不明瞭さも含め、やはり条例規約の整備が必要だと思い、今回、お尋ねしたわけであります。また今後の施設のあり方を明確にしたいという上で、来年度の予算計上のための積算ですか、それも早急に行いまして、議会に早めに示していただきたいと思っております。こういったアーティスト・イン・レジデンスといったものだとか、あとは芸術文化のこういったものは、費用対効果ということだけで、施設整備の云々を語るっていうのは、愚の骨頂でありまして、町及び町民の芸術文化の意識度の高さを町外に発信するためにも、積極的にこういった環境を整えるべきと思っております。その意味におきまして、教育委員会に積極的にかつ主体的に参加をしていただきたいと思いますと思っておりますが、できれば教育長の考えをお聞かせいただきたいと思いますと思います。

議長

教育長。

教育長

お答えいたします。先ほどからアイヌ施策推進課長、副町長からもお話ありましたけれども、教育委員会としましても、私もアート館の運営委員に入ることがございます。地区担当の関係で社会教育課長、係長が入っていたという時期もありまして、櫻井議員のおっしゃってることは非常に理解できるというふうに思っております。教育委員会としましても芸術文化の振興につきましてはいろいろと子どもから高齢者まで、対応させていただいているところでございますけれども、なかなか努力不足といえますか、周知の仕方等が未熟な点等ありまして、なかなか町民の方に参加していただけないということで、年間の事業スケジュール等を見てもらうとわかりますけれども、かなりの数の芸術文化に触れる事業等も行っているところです。児玉先生には民間の絵画のサークルの指導ということで、月に2回程度公民館のほうに来ていただいて指導もしてもらっているということもありますので、その点でも川向小学校が統合になりまして、アート館というかたちになったということで、地域の方が集まる施設、学校が、そういう意味もあって、管理運営委員会につきましては自治会ですとかのメンバー、町のメンバー、芸術の関係のメンバーが入っているということもありますので、管理自体が教育委員会というのはなかなか難しいかなというふうには思いますけれども、櫻井議員おっしゃるとおり、運営ですとかサポートの面、いろいろと教育委員会でも対応していきたいというふうに考えておりますので、今後は先ほど言うておりましたまちづくりプロジェクト会議の中に生涯学習課長も入っておりますので、その中で協議をしてく段階で教育委員会としての意見もどんどん入れていきたいと思っておりますし、管理運営委員会のほうにも委員として入っていったら、積極的に参加をして、芸術文化の振興に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長

以上で櫻井議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は、50分といたします。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時49分)

議長

再開します。次に11番千葉議員を指名します。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。本日は通告してあるとおり、幌尻登山道の安全確保について、ふるさと納税の推進について、一般質問を重ねていきたいと思っております。まず最初に、幌尻登山道の安全確保についてでありますけれども、今回、行政報告にもありましたとおり、8月の29日に大変痛ましい、事故が起きて、3名の方が犠牲になったという、今までにないような大きな事故だったのかなというふうに認識いたしております。また、その他2010年にも4人の方、手をつないで渡って新聞報道にもあったとおり、流されまして、そのうち1名が犠牲になって亡くなって、いずれも沢における事故でございます。承知のとおり、登った方、あるいは行ったことのある方でしたら、誰もが皆さんわかるとおり、なかなか増水すると川底が見えないところをもってきて、石の形状がそれぞれ違うもんですから、一度滑ってやっぱり沢に落ちると、水の抵抗があつて、なかなか岸にたどりつけないで、いわゆる溺死をしてしまうようなかたちの事故が過去にも起きているのが現状でございます。そこで、まずもって、この幌尻登山道のですね、安全確保につままして、理事者側としての基本的な認識、考え方、あるいは今回の事故を受けての今後の取り組み方のことについて、基本的な考え方についてですね、まずもってお伺いしたいと思っております。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

それでは千葉議員の質問に対してお答えいたします。ご存じのとおり、幌尻岳につましましては、日本百名山の一つと知られておりまして、全国から登山客が訪れております、平取町を代表する観光スポットの一つでもあります。昨年度の幌尻山荘の利用者につましましては、2071人となっております、一昨年よりは700人ほど減少しておりますけれども、一時の中高齢者の登山ブームも落ち着いてきているなか、昨年7月の降雨の関係、また8月には道内に三つの台風が上陸したということもありまして、非常に林道のほうも被害を受けて、通行できなかつたということも大きく影響しているところかなというふうには考えております。議員ご指摘の事故につましましては、先ほど行政報告でもありましたけれども、詳細は省きますけれども、30日の新聞報道におきまして、幌尻岳は日本百名山の中でも人気があり、登山の難易度の中でも高いことで有名である。額平川幌尻岳と、戸蔦別岳と、北戸蔦別岳に囲まれたすり鉢状の地形か

ら水が流れ込んでくる。雨が降ると短時間で付近の沢を流れる川の水位が一気に増すということであります。8人は昨年夏も幌尻岳を目指しておりましたけれども、台風の直撃で踏破を断念、何度も練習を繰り返したということでございました。登山歴も数年から20年前後というベテランのなかに過信はなかったのか。額平川で流されそうになった経験がある北海道山岳ガイド協会の会長につきましては、腰まで水が浸かっていると流される可能性が高い。幌尻岳は少しでも危険と感じたら、渡らない勇気も必要だったのでは、と、今回の判断に疑問を呈したということも書いてありました。結果といたしましては非常に残念な結果ということになってしまい、お悔みを申し上げるところでございます。幌尻岳で発生した死亡事故のほとんどにつきましては、やはり下山中の増水した渡渉中の事故であるように思われます。百名山の中でも、渡渉を伴う山は比較的少なく、また、逆にそれが人気の一つということで要因にもなっているかと思われます。難易度の高い幌尻岳を最後に制覇するという考え方の登山者も多いと聞いております。現在のルートとは別に、雨天でも安全に山頂まで登れ、そしてまた降りる新たなコースの開発ということにつきましては、平成27年度に山岳会にお願いしておりました、これは渡渉の少ないルートを調査し、今後登山道として整備可能なルート探しの調査を実施したところでありました。安全を確保できる登山や下山ルートの特定までにはこのときには至りませんでした。具体的には取水施設から幌尻山荘に向かいまして、左側の山の尾根伝いに四の沢を越えるコースを幌尻岳特有の地形により急斜面を登りながら、一気に一度1600メートル近くまで上がり、また山荘まで下るといような非常に標高差が激しく、体力の問題や大幅な距離の延長、また時間等を総合的に考慮した場合、かえって安全なのか。また、場所については滑落の危険性もあったということで、ちょっとやや現実的ではないというような判断もあったということで聞いておりました。また、翌年度におきましても、継続して、ボランティア調査で実施したというふうには聞いております。幌尻山荘に向かって右側の山側コースにつきましては、同じように急斜面のなか、無理であったということも聞いておりました。いずれにしましても、現状におきましては、幌尻岳については、やはり特有の地形、形状からして、新ルートの選定についてはちょっと困難な状況であるということになっております。また、幌尻岳につきましては、国定公園の一部であり、特別保護地区の場所でもありますので、大規模な橋をかけたり河川改良の工事等は難しいというふうに考えております。国有林を管理する、日高北部森林管理署また山岳会とは毎年シーズンの終了前後に関係者会議を設けております。この時におきましても、新ルートの件も話し合いが続けられておりました。今回このような事案を受けたところがありましたので、再度会議の中で確認していきたいというふうに考えているところでありました。また、今回のこういった事故を受けまして、やはり注意喚起、またそういった啓発活動につきましても、行っていきたいというふうに考えております。これまで日高山脈ファンクラブで製作しております幌尻岳安全マナーガイ

ドの中でも渡渉の危険性については記載しております。また門別警察署のホームページの中でも事故の状況や注意点などについて掲載しております。同じく、町のホームページにおきましても気象条件、登山道、登山に関する注意点、額平川の渡渉について記載しているところでもあります。こういった印刷物も含めまして山の駅やとよぬか山荘、またバスなどの関係施設機関に配置しながら、増水時の危険性を強く呼びかけていきたいということで、注意喚起を図っていききたいというふうに考えておきまして、こういったものを、山岳会や関係団体と情報共有いたしまして、さらに連携した対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

まず冒頭に申し上げておきたいんですけど、聞き取りがあまりはっきり、私耳遠いのか、私が地声が大きいのかわかんないんですけども、はっきりとご答弁いただきたいというのはまずお願いでございます。ちょっと聞き取れない部分も正直ございました。これはお願いです。それで質問重ねていきます。今のご説明を聞いていきますと、改めてのアクションは起こさない。今回の事故に限らずですね。ここの幌尻岳の登山に対しては、特段の手を打つような発言が安全性に対しあまり見受けられなかったように思うんですけども、承知のことと思いますけれども、国立公園の場合は、環境大臣が指定いたしまして、環境省が管理をしているわけでございますけども、日高山脈の国立公園の場合は、環境大臣同じく指定をするわけですけども、管理は各都道府県とこういったかたちで決まっておるわけでございます。そんななかでも国立公園の場合はちょっと調べてみました、かなり、私のほうで。国立公園の場合は国立公園ごとにですね、やっぱり構造物とか建造物、それから看板の果て、もっと細かく言えば自動販売機の設置の果てまで、各国立公園ごとに基準となる部分というのが、違うんですね、それぞれ。いわゆる、許されている地区も結構、制限を受けないで許されてる地区もあるというふうに認識いたしております。いわゆる特例の許可基準が定められている地区もたくさん存在してるということも冒頭に申し上げておきます。自然を生かした地形、その登山の魅力というのは私登山家ではないので詳しくは認識できませんけども、少なからずとも今回、全国版の新聞にも報道されて、あるいはテレビ報道のニュースの中でも全国ニュースに取り上げられて、過去にも何回か死亡事故につながるような事故がおきている。良いことで、幌尻岳、NHKあたりの特番で紹介される場合もあるんですけども、少なからずとも今回はあまり良い印象を持たない、私平取に住んでる人間の一人としても、そういった報道が重なって何日間か続いたのかなというふうに思っております。先ほど課長も言っていましたけども百名山の中でも非常に知名度が、高いんですね。難しい、上級者向けの山という位置付けでございますけども、近年、ご承知のとおり、若い女性の人達が、通称山ガールというふ

うに呼ばれているような人たちが、登山に頻繁にこの百名山目指してですね、訪れる。あるいは定年退職を迎えた高齢者の方がですね、自分の余暇の楽しみとしてですね、山岳会に入り、改めて登山をはじめるという方が60歳以上あるいは70歳前後の方がまた増えてきているという現実があります。今回、この事故を受けて、私を感じるには、やはり、第2ルート、いわゆる安全、危険回避をできるようなルートに対しての話のことでまず最初に伺っていきたくと思いますけども、平成27年に説明あったとおり、ちょっと私も記憶で正式な報告がなかったことなんで、詳しくはわからないんですけども、50万円ほど予算をつけていただいて、改めて増水したときに迂回できるような危険を回避できるようなルートを調査をしようということで予算付けがあったと思いますけども、この調査費含めてですね、結果はどうだったのかという部分をもう少し詳しくお話を伺いたしたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

それではお答えいたします。平成27年度に行いました事業につきましては、一般財団法人日本森林林業振興会、ふるさとの森づくり事業を活用して、委託した事業でございました。このときにつきましては、山岳会、町のほうから山岳会のほうに事業部分を委託したわけでございます。中身につきましては、先ほどと同じくなりますけども、取水施設から幌尻山荘に向かって左側の山の尾根伝い、四の沢を越えるコースを幌尻山荘のほうに向かったというふうに伺っております。このときは4、5名で急斜面の中、登って行って、やはり、かなり高いところまで上がっていくということで、足場がないというところで確保しながら行ったというふうに聞いておりました。やはりその整備しながらということは、当時できなかったということで、そのコースを見ながら、印をつけて行ったということでは聞いておりました。やはりその時間的なものであったり、滑落の危険性もあるというようなかたちで聞いておりました。現実的には難しいのではということで、当時の報告の中では聞いておりました。以上でございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

調査した内容は先ほどちょっと一部聞き取れなかった部分あったもんでもう一度お答えいただいて恐縮でございますけども、そのルートは実際誰か、役場の職員、あるいは山岳会含めてどういったメンバーで調査したんでしょうか。

議長

観光商工課長。

観光商工

このときにつきましては、役場の職員は同行はしておりません。山岳会の会長

課長

と名前わかりませんが、3、4名で行ったというふうに聞いております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

滑落の危険性とか急勾配の斜面があるということで断念というふうに私とったんですけども、ルートを変更して調査するっていうのは、1本の例えば稜線とか馬の背になってる部分に行くという部分だけでは私ないと思うんですね。やはりこれで調査終わって、その調査報告やなんかも今日初めて具体的にお聞きしたわけでございますけども、これが本当の意味での調査かなってちょっと疑問を投げかけるようなかたちにならざるを得ませんね、今の答弁ですと。なぜそういうこと言うかという、やはり、こういった事故が続いて、やはり増水した時の水が増えたときの対応の仕方って、さまざま私あると思うんですね。自然公園、あるいはその国定公園、構造物何もできないよっていうわけでもございませぬ。調べたらそのこときっちり明記されておりますので、あくまでも管理してる都道府県、あるいはその国有林の関係、山岳会の関係、あるいは町職員の関係、この辺が連携組んでですね、ちゃんとした調査をすれば、今みたいな答弁ならないはずだと私は思ってるんですよ。現にですね、改めて、独自で第三者の方調べたルートもありまして、手前のほうからあがっていける部分というのは沢を避けるという意味でですね、あがっていくルートも実はあがった方から地図をいただいております。決して危険な箇所ばかりでないところ避けながら行くっていう部分もありますし、景観も、その時は何か聞いたら6月の中旬ぐらいに行ったときは雪渓が残ってて、また違った景色を楽しめるという部分で写真も私添付されてて手元に持っております。ということは、やはり、平取町の大事な観光資源であるこの幌尻登山については、やっぱり真摯にもっと向き合っていくべきかなというふうに思ってますけども、今後についての危険回避ルートのものを再開してやってもらえるのか、このまま、いやもうやりませぬよという答えになるのか、まず、増水した時のことを念頭においてのご答弁を求めたいと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。ご質問の中にある新たなルートということでございますけれども、やはり先ほど私行政報告の中で報告したとおり、本当に渡渉が、やはり困難な登山にするという非常に大きな原因になってることは間違いのないところでございまして、ただ先ほど申しましたけれども、額平川ルートとして渡渉があるということもひとつ、この特徴でありまして、幌尻岳の引き合いに出して恐縮ですが、新冠ルートにはない素晴らしさのひとつかなというふうに認識をしております。できればそういった素晴らしいルートをスケジュールに余裕を持って、いかなる増水と言いますか、予期せぬ増水に備えたよう

な登山行程を組んで、登っていただければ、非常に事故も少なくなるのかなという思いはしておりますけども、なかなかやっぱり全国から集まるのでスケジュール的に余裕がないというような、そういうものも出てくるんだろうというようなところは認識してございます。それで危険回避ルートということで27年に山岳会にお願いして調査を行っていただきました。まず図面上の調査から、可能性のあるルート等の踏査をしていただいたということですのでけれども、なかなか、何と言いますか回避ルートとして延長ですとか、そういうものに正規のルートと匹敵するようなものがなかなかなかったというような結果が出てきたということございまして、今年の春も山岳会の方がさらに違ったルートがないかということでの踏査を行っていただいたということで、その報告の一部が私のほうにも来ております。それは全く違うルートでございまして、国定公園がはじまる区域から左のほうを尾根に向かって登っていくというようなことで額平岳が途中の尾根にあるような、そういったルートでございまして、ただ最後までちょっとその踏査もまだ終わってないということもあって、危険回避ルートとしての必要性は、やはりあるんだろうなというふうな認識はございますので、担当課にも指示をしておりますけれども、今シーズン終わった時点でこういった事故もあったというようなことで、再度、回避ルートの調査といえますかそういうものについて、ぜひ、関係者と協議を持ちたいというようなことを考えてございまして、回避ルートとしていくのか、また本当に別コースとしての、例えば千呂露ルートみたいなものの位置付けとしてとらえるか。それが国定公園内、例えば国有林内でいろんな関係機関の承認を得られるかどうかというようなことも一つ、大きな課題かなと思いますので、その辺ぜひ今年シーズン終わったあとで、関係者に集まっていただいて、協議をしたいというふうに考えてございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

今副町長のほうから、また、ちょっと前向きなご意見としてご答弁いただきましたけども、私は必要性っていうのは非常に強く感じてますね。渡渉の今の現在のルートそのものを大きく変えようなんて誰も思っていないんですよ実は。そこはそこで魅力的な登山のあり方の一つで、いわゆる登山愛好家じゃなくて、本格的な登山家の方に言わしたら、いや本当にすばらしいルートだよっていう評価も得てるわけですから、私もそこは大きくいじろうなんていうふうには思っておりません。ただし、今回の事故やっぱり見て、報道聞いてですね、私も今回一般質問するに当たり、現場も見ないでちょっと様子わからんかなと思っております、実は腰の痛みもあったんですけども、10日の早朝5時にですね、振内交通さんのほうから協力いただいて、現地まで取水口から歩いて、ちょうど雨降ってたんですけどね、事故当時と同じ似たような状況になってるのかなと思いつつも、四の沢の事故あったところまで行ってまいりました。途中3回ほど、水

に浸かりながら、あるいは岩沿いにチェーンをめぐらせてあるところを伝いながら、なんとかかんとか行ってきまして、私もその事故あったところ行ってみましたら、写真にも収めてきてあるんですけども、私行ったときはちょうど股下ぐらいまでの水、70センチ前後ぐらいの水があって、事故当時は1メートルぐらいの水位があったんでないかと推測されてますけども、受ける水圧がすごいんですね。ちょっと杖を持ちながらようやく渡ってみたっていうかたちなんですけども、そこは、ちょうど石と石が寄り添って、右岸左岸のですね、幅が狭いところなんです。流れもそこで一旦やっぱり、幅が狭いということは深みも出てくる。それからその下は流れが急になってるというような場所なもので、ここだったらやっぱりこのぐらいの70センチ前後ぐらいの水位でも非常に自分なりに危険性を感じて、帰ってきたんです。取水口から幌尻山荘までの区間、4キロ前後かなというふうに思ってるんですけども、その部分でね、全く何も構造物とか、看板、それから標識的なこと、平取町の看板もちょっと何ぼか見つけましたけども、看板というか立ち木にぶら下げた増水時は渡らないでくれというような看板ちょっと見てきたんですけども、一番良いのはですね、今副町長申し上げた、安全を回避する、いわゆる、できればですね、第2ルートで、正式な登山ルートとして、また景観も違う景観楽しめるということで、開拓してもらいたいのと、それにあわせてですね、やはり増水時の対応というのは、これだけやっぱり頻繁に事故起きてね、平取町のうごかぬ大切な観光資源の筆頭だと私幌尻岳はそういう山だなというふうに思ってますんで、ただ度々こういった事故が重なって報道されていくと、やはり、町にとっても大きなマイナスになるのかなというふうに思ってます。管理者が都道府県ということで、北海道の場合道の管理者になってると思うんですけども、ぜひ、今回の事故を踏まえて、過去の事故を踏まえてですね、積み重ねた危険なものを少しでも緩和できるような、例えば部分的に橋をかける、よどんで、どうしても沢渡りの部分で、部分的に例えば景観を損なわないようなつり橋的なものをつけてあげるとかですね、あるいは山荘まで幌尻山荘までの残り距離、あるいは高低差示したような標識をつけてあげる。それから、あくまでも考え方なんですけども、増水したときに、今の現状では例えば幌尻山荘ととよぬか山荘、それからシャトルバスの運行、この三者が情報共有して、同じような危険認識がなかなか持てないと思うんですよね。例えば山頂に近い幌尻山荘のほうでは結構天気良いんだよ、ところが、渡渉ルートのちょうど真ん中あたりは、いや今もう盛んに雨降ってるよ。そういうのが山の天候の私代表格だと思ってますんで、できれば渡渉の上流の山荘に近い部分と、中流の部分と、取水口のあたり、この辺3か所あたりやっぱり定点カメラ設置してですね、例えばの話ですよ。水位計を埋め込んでですね、目安となる情報をやっぱり共有する必要があるかな。そんなに莫大に何千万もかかるような予算措置しなくてもですね、私は、そういったことも必要になってくるのかなというふうに思ってます。それと今言ったように、どうしても飛行機の時間とか、JRの時間とか、

皆さんそういった方が登山に来てるわけですよ、現実には。道外のお客さん含めて。やはりシャトルバスに間に合うように、あるいはJRの時刻に間に合うように、千歳発の飛行機に間に合うようにということに来ているお客さんが多いんですね、登山者が。そんなことやっぱり考えていったら、やはり、今後は、今回の事故を重たく受けとめてですね、開拓していく必要性というのは私は持っているんですけども、その辺の考え方について、どうでしょうかね。道のほうとも積極的に予算を含めて取っていただけるようなかたちが可能なのか。あるいは可能でないにしろ、きっかけとしてですね、国有林のほうも含めてですね、そういった要求をしていくような、山岳会含めて、要求していくような考え方がないのか、改めてお伺いいたします。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。今、登山中の危険回避の対策というようなところでのご質問だったと思っております。幌尻岳の登山に関しましては、本当に毎年のように死亡事故なり、けがの事故が起きているというようなところでございまして、私どもといたしますか、山岳会とかですね、それから日高町の日高山脈ファンクラブですとか、町がいろいろと事故防止等について、どうしたらいいかというようなことも含めて、平成21年ぐらいから一生懸命考えてきたというような経緯もございます。その中で一つシャトルバスという手法を町として実施しているということでございまして、シャトルバス運行以前は自由に取水口まで、すぐ途中までですね、北電のゲートがあったんですけどもそこまではもう個人の車で自由に出入りできたということもあって、その辺の林道の渋滞とかですね、それから本当に無理をして、夜中にも渡渉するような方々もおりまして、事故が絶えなかったというようなこともあって、ここをやっぱり規制という意味合いも含んで、シャトルバスの運行というのをはじめたというところでございまして、運行に関しましては本当に幌尻山荘からの情報ですとか、それから最近では点ごとに、国土交通省の雨量計が戸蔭別とか幌尻とかいろいろなところにございますので、こっちの平地のほうは降ってなくても、十勝側で降るとかそういう情報も得られますので、そういったものをいろいろ参酌してシャトルバスの運行をどうするかというようなことを決めているというようなことで、ある登山者から、自由な登山を阻害するようになってるというようなご批判もいろいろ受けましたけれども、町としてはやはり事故防止という観点からも、シャトルバスの運行をしてるということで、そういった気象情報についてはいろいろ考慮しながら運行しているということでございます。なかなか時として変わる山の気候なので、いつ増水があるということも、なかなか計り知れないこともありますので、極力下山のときは山荘の管理人からそのときの沢の状況で下流がどの程度になってるかという情報を、きっちり聞きながら、伝えながら、降りていただくとか、もう、時によってはシャトルバスを止めて

降りれないよということも、やっているということでもございまして、今ご提案のあったカメラの設置とかですね、そういうものも一つの対策だと思いますけども、何よりもやはり登山者の意識と言いますか、そういうことにやっぱりかかわってくるのが大きいんだろうと思ってまして、とにかく注意喚起とそれからシャトルバスの運行をあわせて行うということで、事故防止に寄与したいというような気持ちでございます。今いろいろご提案もありましたので、先ほど申しましたとおり避難ルートを検討ですとか、それから関係国有林、国定公園の北海道とか、そういう関係者の方とも、ぜひその辺の対策と言いますか、こういう事故が起こったということもありますので、どんな方法が可能かどうかについても協議をする場を持ちたいというふうに考えてございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

副町長そうですね、今答弁いただいたとおりのことだと思うんですね。お金を、例えばですよ。お金をかけて全てが完璧っていうこともあり得ないし、最後は登山者本人の判断、副町長も言ってましたけど、私も実はそれに尽きると思うんですね。登る大変さ、達成感もあるけども、引き返す勇気というの、これはもう登山者自身持たなければいけないという認識は私も一緒でございます。ただね、私が心配してるのはそんな中でもやっぱりこういった事故が続くというかたちは、やっぱり何らかの必要最小限の措置は、とっていかなければ、登山客やっぱり減少しますよ。特に女性の登山者、高齢者の登山者、この辺はですね、やはり今後増えてくる。ますます増えてくる。高齢化社会においても、登山の愛好者増えてきてますので、その辺の安全をやっぱり図っていくためにも、これはもう道のほうと、あるいは山岳会、国有林の関係者、総動員含めですね、今回のこの3名の死亡事故、痛ましい死亡事故を契機にですね、私は真剣にとらえていく必要があるなと思ってますんで、それに伴っての予算措置、これはもう当然我々平取町でやることというのは限界ありますから。あくまでも、管理者である道のほうとの協議を十二分に重ねて、できれば新しいルートの開拓も、それから渡渉コースの危険、ちょっと危険極まりないところ。それから、現実に死亡事故が起きてる沢渡りのところあたりはですね、やっぱり現地を見ていただいて、実際自分で渡ってもらうのが、これが一番現実味が私はあるのかなと思ってますんで、このことはぜひ実行していただきたいなと。それで、テーブル上に見てきた状況を踏まえてですね、安全対策に対する予算付けを、真摯にやっぱり話し合ってもらいたいなと。こういったこと、増えるとやっぱり登山客は減るんですよ。一時的にでもまた何年かたったら増えるということもあるんですけども、やはり滑落事故も何年か前にルートを外れていってですね、それも死亡事故につながってるっていうこともありますし、その辺のことはですね今副町長申し上げたとおり、抱き合わせでですね、どういった方法がいいのか、これはもう、できるだけ早急にですね、話しあわれてほしいな

というふうに思っております。それでちょっと幌尻山荘の関係とか、シャトルバスの関係、それからとよぬか山荘の関係でちょっとお聞きしたいんですけども。今現在、指定管理というのは、豊糠自治会のほうにですね、指定管理、とよぬか山荘の場合、やられておると思うんですけども、頂上の山荘の中にいる管理人の方、それからシャトルバスの運行者、それから今言ったとよぬか山荘、この三者でですね、いわゆる増水したとき、天候の不順含めてですね、情報共有というのはいまよく伝達なされてるんでしょうか。率直なご意見をお聞かせいただきたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 ただいまのご質問ですけれども、本日もちょっと雨降っておりますけれども、幌尻山荘のほうから衛星携帯でバスの運行会社のほうに連絡が来まして、増水しそうなので今日はもう登らさないほうがいいよというような状況ということで連絡入っております、本日につきましては、とりあえず降りるぶんには大丈夫だということで、迎えには行くけど、登山はさせないというようなことで、朝、私のほうにも連絡きておまして、そのようなかたちで連絡はとっております。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 今日の天候どうのこうのという例を出して具体的にご答弁いただいたような気もしますけども、いわゆる何回も聞くの嫌なんですけども、幌尻山荘、900メートル地点にある山荘、それからとよぬか山荘学校跡地、それと、その間運行してるシャトルバスの運行者、この三者の連携はうまくいってるのかどうかを伺ってるんですけども、ご答弁ください。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、基本的にはきちんと連携されているというふうに、うちのほうでは認識をしております。ただですね、ちょっと無線が今ないということで、緊急的な連絡ができないという状況にはなっているのは事実でございます。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 そうなんですよね。私もちょっと調べてみたら結構その辺のこともですね、情報を共有するという意味、登山者、登ってくる人、降りてくる人にですね、やっぱりある程度最後は自分の判断というふうに何回も言いますけども、ある程度の情報提供してあげないと、特に年配者の方については、本当に今日沢渡って

帰れるのかな、実際沢まで行って引き返すってことはなかなかね、これもまた勇気の要ることなんです。さっき言ったように、飛行機の時間とかJRの時間とかですね、どうしても明日からまた仕事あるからっていう人も中にはたくさんいますから。でも、やっぱり安全確保、安全をやっぱり情報提供してあげるとい意味合いでは、無線がどうのこうのとかってそういうのはもう論外ですよ。やっぱりちゃんと整備してあげてほしいなというふうに思ってますんで、今後の検討課題としてですね、ぜひそんなこともお願いしたいなというふうに思ってます。それで指定管理の関係でありますけれども、豊糠自治会のほうとは今後も継続して指定管理をやらしていく考えがあるのかどうなのか、また指定管理を豊糠自治会のほうに任しているということについては例えば、窓口業務でございますから、例えばですよ、宿泊施設、入浴施設あっても、いわゆる、登山の安全を共有する立場からこのままずっと豊糠自治会に下のとよぬか山荘は任していく考えなのか、その辺の考え方についても、この機会ですので、伺っておきたいと思えます。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、その件につきましては一応今年度いっぱい指定管理が切れますので、今後自治会とも相談しながら今後の運営について、それぞれ自治会とも協議をしながら、来年度に向けて、指定管理をどうするかということで9月一杯まで一応山荘業務もありますのでそれ終わった時点で相談をしていきたいなというふうに考えております。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 そうですね。指定管理の期限が改めてという時期でもありますし、やはり、今も一生懸命やってるとは思うんです。地域に課せられた指定管理ですから、登山者に対してやってくれてるとは思うんですけれども、やはり改めてそういったかたちで指定管理を受けていただく人に対して、やはり、最低限の設備、さっき無線という話も出てましたけど、その辺のこととかですね、そうですね、幌尻山荘の900メートル地点にある山小屋との連絡体制、それと何よりもやっぱり、シャトルバス運行してる方は沢沿いに行きますんで、沢の状態というのが一番よく見えるんですね。距離からぼってても。そういった方で総合的に、やっぱり判断していくようなかたちもやっぱりこれからっていかれるのが私はよろしいのかなというふうに思ってますので、欠けてる分もう一度洗い出してますね、ピックアップして対策をとっていただければなというふうに思ってます。それとやっぱり新聞って悪いことっていうのはもう1面に出ちゃって、なかなか良いことっていうのかな、特に登山の関係は死亡事故なり滑落事故があると大きく取り上げられるものなんですけども、今言ったようなことを共有してで

すね、改善していけば、やっぱり登山客増えるんですよ。おのずから。登山客増えるイコールですね、やっぱり、町長よく言うように、平取町に対してですね、交流人口が増えたり、平取町の良い部分というのもまたそういった人たちから発信していただけるという二重の私効果あると思ってますんで、本当にこれを機会にですね、取り組んでいただければなというふうに思ってます。これがもしですね、ある程度のこと達成できたらですね、私は、逆の意味で新聞に取り上げてもらいたいなっていうのは、平取町、幌尻登山危険回避のルートも、改めて景観の違うすばらしいルートができたよ、とか。あるいは渡渉コースも最低限、危険を回避するための措置はこういうふうになされてきて、女性でもある程度登っていけるようなかたちだよってかたちになればですね、私やっぱり平取町にとっては大きなメリットになると思いますけど、そういった情報発信もですね、今後やっぱりやっていく方策を考えていく必要が私あると思ってますんで、最後に、今回の幌尻登山の状況含めてですね、理事者の代表である町長のご意見も伺っておきたいと思えます。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、私も2回ほど、幌尻岳を登っておりまして、あまり危険を感じない状況の中で登っておりますが、中身はよくわかってございます。そしてこれまで質問受けてございましたように取水ダムから幌尻山荘までの登りについては今後とも、とよぬか山荘、あるいは幌尻山荘、さらにはシャトルバスによる連携により、気象条件によってはシャトルバスを休むという、そういった規制をしながら、絶対無理をしないようにしていきたいというふうに考えておりますし、また幌尻山荘からの下山についてもこれは規制する何ものもなくしてですね、最終的には、登山者の判断によるところが大きいというようなことで、入山後に川が増水したり、あるいは無理をせずに幌尻山荘で待機するなど、強行な下山は事故につながるということで待機するなりの引き返す勇気を持っていただきたいというふうに思っているところでございます。幌尻岳は百名山の一つというようなことで、難易度の高い山というふうに認識をさせていただきまして、このルートについては登山のルートについては新冠ルートと平取の額平ルートがございますけれども、特に、額平ルートについては取水ダムから幌尻山荘まで数十回の沢渡りを繰り返さなければならないということで、残念ながら、ここ数年の事故は、渡渉中の転倒、あるいは増水によることから平成27年に新たなルートを模索した経緯がありますけれども、しかしながら、沢の両面が溪谷といいますか、起伏が激しいということから、新たなルートの開設は非常に厳しいというふうに聞いてございます。しかしながら、このような事案が発生してございますことから、引き続き、調査検討をしまいたいと思えますし、特に難しい場合については、危険な箇所だけでも避けることのできるルートについて、森林管理

署あるいは山岳会、関係者と再検討してまいりたいと思いますし、これらについては、経費もかかります。そういった意味におきましては、道のほうにもそういった打診をしながら、財源の確保にも努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

本当に町長今のお言葉聞いて大変前向きにとらえてくれてるんだなっていうの確認できましたけども、本当にこういった事故がですね、二度と起きないということは絶対あり得ないんですけども、少しでも減らしていくような方向に対して、町として何ができるのかなっていう原点に戻ってぜひ、今後もですね、調査、それから予算確保に向けて、進んでいただきたいなというふうに思っております。私もしつこい性格なものがやっぱりこの辺はしっかり今後も見届けて検証していきたいと思っておりますので、真摯な取り組みを期待したいというふうに思っております。

それでは次の質問に参りたいなというふうに思っております。ふるさと納税の推進について、質問を展開していきたいと、2問目の質問に入りさせていただきます。今現在、ふるさと納税、テレビやなんかでも、このふるさと納税を楽しみにしてですね、日本全国からいわゆる返礼品に対してのなんというんですか、いろんなものいただいておいしく食したり、例えば、違ったかたちで納税した場所を観光で訪れたりっていうまあちょっとしたふるさと納税ブームみたいなところがございます。全国の自治体が本当に競ってですね、ほかの町村にはないような、市町村にはないようなふるさと納税のあり方についてもたくさん報道されております。実はこのふるさと納税、私どもの議会のほうには多分今年度は5、6千万集まるというふうに伺っておるんですけども、見込みとして、今年度というか、今年は何のぐらいの勢いで納税されてるのか伺っておきたいと思っております。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

千葉議員の質問に対してお答えいたします。ふるさと納税につきましては、6月の議会に返礼品の関係で総務省の見解と、その返礼品に対する趣旨に反するものについては、問題なってるということで答弁させていただいたところがあります。うちの対応といたしましては、本年度の4月から内容をリニューアルいたしまして、ふるさとチョイスを利用するというところで若干説明させていただいたところがございます。現在、こういったかたちで続けておまして、4月から8月までの累計寄付の金額につきましては、1930万6千円でございます。前年度より1288万円、約200%の伸びというところがございます。今のところ、順調に推移しているということで、予算的にもだいたい良い

ところはいつてるのかなというとらえ方はしております。

議長 千葉議員。

1 1 番 区切りとして例えば3月までの区切りなのか1 2月年内の区切りなのかちょっと数字の捉え方として私もよく理解してないところあるんですけども、このままいくと今年度というか今年ほどのぐらい見込みとして、いわゆる寄付金が集まるのか。推定で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工 本場に推定ということではございますけども、4月から8月まで、今現在伸びを説明したところでございますけども、現在ふるさと納税に関する部分の返礼品で農協さんから出してもらっておりますトマトジュースと牛肉の関係でセット商品ということで多く利用してもらってるところがございまして、今、その辺の分で返礼品の中では外してるところがございまして、若干8月からの推移がちょっと落ちているというのも現実の数値でございまして、現実的にふるさと納税は、年末に非常に重要が多くて、1 1月1 2月が一番の申し込み、まあ1年間ということのトータルの分だとは思いますが、そのときの数字によって変わるのかなということが大きいと思って考えております。それで、これは本当にまだ何とも言えませんがその伸びによって5 4 0 0万から5 8 0 0万の数字には何とか、行くのかなという捉え方で考えております。

議長 千葉議員。

1 1 番 ざっくりでも、そのぐらいの金額になってくるというのはすごいなというふうに思ってます。それでやっぱり、ふるさと納税、裏を返すと寄付金そのものだと私思ってますけども、そういう捉え方現実にしてます。今現在その、ちょっと今一部商品の紹介、返礼品の紹介ありましたが、トマトジュースとか牛肉の部分、今現在その寄付金額によって、納税額によって多分ランクいろいろあると思うんですけども、どういった商品を返礼品として平取町送ってるのか、今まで使った品物、もしご紹介いただければ私そこも知らないんです実はね。自分のとこの自治体のことなんですけども。その辺ちょっと今までどういった返礼品として送られているのか一例というか、今まであった品目わかる範囲で結構ですのでご紹介いただきたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工 やはり平取町の特産品であるものを中心に、返礼品というかたちでつくってる

課長

商品名が多いという感じでございます。例えばでございますけども、平取黒豚しゃぶしゃぶセット、また、びらとり和牛カレー、また、ニシパの恋人オリジナルセット、また、ななつぼしと和牛カレーのセット、平取和牛の焼肉、すきやき、そういったもののいろんな組み合わせを行いまして、セット商品で商品をつくっているのが主なところでございます。また、新たに宿泊ということで平取のゆからに泊まれるというかたちのも、来て、体験していただけるという面も含めましてゆからのほうからも提供していただいているところでございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですね。品物もそうですけど、最近例えば体験型のものを取り上げていく。今ちょっと、ゆからのことだと思うんですけども温泉宿泊のことも出てましたけども、私は、アイヌ文化の関係の発信に対することについてもですね、ちょっと織り込んでいけないのかな。せつかく二風谷も再整備されていく中で博物館の存在、それから萱野茂資料館の存在、あるいは今まで取り組んできた、平取町が取り組んできてですね、認定を受けてる工芸品の紹介含めてですね、何とかこううまくこう発信できないのかな。いわゆる、アイヌの人たちの生業につながるようなものもですね、製品として私は取り上げていくのもちょっとおもしろいかなって個人的には思ってますけども、改めてこういったことの扱い、返礼品の扱いについてはやはり戦略が私必要だと思ってます。判断して決定していく段階でもですね、やはり例えばいろんな町にある団体の意見とか、町民の意見とかもですね聞きながら、いやこういったことやったらもっとおもしろいんでないのかな。返礼品に対して話題性が出るぐらい、私は金額だと思いませんので、やっぱり、取り組む中身、品物、食べ物だけではないと私思ってますんでね、平取町全体を考えた時ですね、そういった返礼品を何かこう、織り込んでいけないのかなというふうに思ってます。特にイタとかアツシ織なんかもですね、まだまだ、知名度というか、一部の方は非常に詳しく知ってても、なかなか全国区ではないなという部分もありますので、そういったものもですね、特に高額で寄付金いただいた、納税いただいた方に対しては、やはり取り組んでいくのも一つの方法かなというふうに思ってます。それとそういった品物、やっぱり決めていく段階っていうのは、今現在話し合いはどのようにされてるんでしょうか。その年度によって違うんでしょうかね、扱う品物。その取り組み方、審議して、あるいは協議して決めている状況はどういう状況にあるのか、その中身をまず返礼品の中身を決定するに当たっての段階をお知らせいただきたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

最初の平取の独自性といいますかそのアイヌ文化に関連するということの、例えば二風谷イタ、アツシとかっていうものについては、今回4月に始まる前にも二風谷民芸組合のほうに一応打診いたしまして、検討していただけないかということでお話はしてたところでございます。まだ最終決定はしてませんが、民芸組合というよりその中の個人が事業主となって返礼品を考えていくっていうところまでの回答はいただいておりますので、その辺は、早い段階にでもそういう返礼品ということで、平取町のそういったアイヌ文化についての取り組みや返礼品を考えてもらって、全国の方に知ってもらおうということもいいのかなということも捉えていたところでございます。また、こういった返礼品だけでなくそういった事業者が参加することに関しては別に決まっておりますので、当初事業者説明した中においても、いつでも、もし入ってみたいとか取り組んでみたいということがありましたら、相談を受けながら、今契約してるJTBさんと協議をしてどういったものがあるのだろうかというふうなかたちで売りだしたらPR効果が高いのかということも含めて、また、誰にでもできるというより、ある程度ものの確保であったり、全国から来る人に対して、トラブルや問題がないようなかたちにしなきゃならないということで、金額も含めて、いつでも協議受け付けするということにはなっているところでございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そういった二風谷の関係、アツシ織とかイタの関係も含めてですね、協議中ということで、ぜひ前向きにですね、これは捉えていただきたいなというふうに思います。それで例えば、ふるさと納税できた、いわゆる寄付金、例えば、結構高額でふるさと納税する方は、これはもうこういった福祉の関係で使ってくださいという、例えばの話ですよ、指定がある場合は別なんですけども、どうなんですかね、この今までの例からいったら何割ぐらいがそういった使用目的について、これで寄付いたします、あるいはふるさと納税しますっていう方、全部の金額の何割ぐらい指定されてくるものなんでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

その点に関しまして私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。平成28年度末、29年の3月31日の現在の金額であります。平取町ふるさと応援寄付金、基金に積んでいるお金の合計が6487万円あまりであります。条例によりまして、教育・文化の推進、保健・医療・介護・福祉の向上、産業振興、生活環境向上、等指定をすることができますが、教育・文化の推進に関しましては910万円あまり、保健・医療・介護・福祉については3460万円あまり、産業振興につきましては384万円あまり、生活環境の向上については106万円あまり、町民活動・行政活動の充実については27万円あまり

となっております。指定をしない、あるいは町長が認める事業等に使ってこれということで寄付していただいたものが1500万円あまり、全体が6400万円あまりのうち、指定をしない方が約1600万円程度となっております。以上です。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

あれですね、指定というか今までどおり教育・文化とか福祉の関連とか、生活の向上あるいは産業に対してです。その内訳は大体わかって、初めてちょっと具体的な数字、私も聞きまして、それ以外で1千5、600万の寄付金があるということで、それは多分今までは町長の裁量、あるいはいろんなご意見を賜りながら、配分して使っていくというなかたちでこれからもそうなるのかなというふうには思ってるんですけども、私やっぱりちょっと踏みとどまっていたきたいなというふうに思ってます。なぜかという、これから例えば6千万が8千万になり1億になりということも期待しつつのお話なんですけども、やはりちゃんとした使用目的の中でも、特に残ってくる自由に町のほうの裁量で使ってくださいというものには、やはり我々議会もぜひ絡めて、話し合われていいのかな。素案はあっていいと思うんですね、こういったことに使いたいよって。ただ、こういったところに使いましたという報告では私は決していけないなというふうに思ってます。議会のほうでもですね、例えば町民、我々代表して付託を受けて、議席についてるわけですから、町民の意見としてこういう意見あるよってということも私はそういった協議会なり審議会なり持てれば、話し合いが可能かなというふうに思ってますけどもその辺の進め方について、まあ先の話ではあるんですけども考え方持ってるのか持っていないのか含めてですね、ご意見を伺いたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。ご質問のことにつきましては、6月の議会の定例会におきまして、井澤議員からの一般質問に対してお答えを申し上げたところでありますけれども、ふるさと寄付金の運用、使用については、その概要が条例で定められており、先ほど申し上げた内容であります。今千葉副議長ご提案のその他、あるいは、指定なしのことも含めまして、現在6400万あまりということになってございます。若干基金、このふるさと基金を含めて、基金に対する考え方について、前段申し上げたいというふうに考えております。副議長ご承知のとおり、市町村、財政を取り巻く環境が依然として厳しい中で、町の歳入の約半分を占める地方交付税の減額が今後予想される現状において、少子高齢化への対応など、町の将来に対する不安に備えて、将来に向かって高まる行財政需要や歳入減少へ備えるために、町は、各種基金の積み立てを行ってまいり

ました。従来から町の政策課題を遂行するための歳出の財源を対象となる国や道など、補助金や交付金に求めてきました。基金や一般財源をできるだけ使わない財政運営に努めてきたところであり、ふるさと応援基金を含めた基金について将来に向かって安定した財政を目指そうとしてきたところであり、したがって、財政を担当するものとしたしましては、各種基金に関しまして、ふるさと応援基金も含めまして、町民ニーズの多様化や、将来の財政需要等を備え、さらなる少子高齢化による、将来増加する財政負担などに備えるために財政基盤を強化する従来からの取り組みを基本的に今後も継続してまいりたいと考えておりますが、副議長ご指摘のふるさと寄付金に関しましては、全国の多くの方々からいただいた貴重な財源でありますので、政策課題を実現する目的で、町長が必要と認める場合には、条例の規定に基づき、必要な、町の喫緊の課題を解決するための支出の予算の財源に充当して、議会のご承認を得て、町民の皆さんのために有効に活用させていただきたいというふうに考えてございます。具体例といたしましては、本議会定例会において、この後提案をいたします、一般会計補正予算における、中学生学力向上及び平取高校支援委託料350万円の財源として、ふるさと応援基金から取り崩して歳入予算に計上し、町内の中高生の学力向上のために活用させていただくことといたしております。今後につきましてありますが、副議長ご質問のとおり、その関係につきましては、近年、町として行政課題が各分野を担当する部署について、専門化、複雑化しており、補助金、起債などの財源をどうするかなど、予算編成上の技術的、専門的な事柄が絡むこと、また、行政ニーズの多様化や、各種施設や機器等の老朽化によって、補助金、交付金などの特定財源が見込めない、町単独事業を組まざるを得ないケースが増えていることによる財源不足への対応などの観点から、これについては、町長の責任において、総合的に判断して、議会に提案させていただいて、審議を賜って進めてまいりたいというふうに考えてございます。したがって6月の一般質問、井澤議員の一般質問の際に申し上げましたが、審議会、委員会等をつくって、これを検討する考え方というものについては現在のところ持っておりません。以上です。

議長

休憩します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後0時59分)

議長

再開します。午前中に引き続き千葉議員の質問を行います。千葉議員。

11番
千葉議員

改めて11番千葉です。先ほど、総務課長からご答弁いただいて終わったところでございますけども、最後のほうのご答弁に改めての審議会というか、協議会の設置は考えてないというご答弁であったように思っています。なぜ私このこ

とにふれるかという、やはり先ほども繰り返しのようになりますけども、我々議員というのはやっぱり寄付金、結構町民の中でもですね、最近ふるさと納税のことについてはどういうふうになってんのっていう意見、実は多く聞こえてまいります。また多額に寄付をいただいている、まあふるさと納税いただいている芽室町とかいろんなことも話題になってるものですから、平取町の今後の取り組みもそうだし、使い道については特に町民の方々が逆に注目をしているのが、私は現状だなというふうに思ってます。例えばある程度のふるさと納税寄付金、返礼品の費用に充てた部分で純粋に残っていく部分というのはですね、これから私は少しずつでも増えていく要素が平取町やっぱりあるのかなというふうに思ってます。それで、例えばの話ですよ。災害が起きた年とか、あるいは農作物に影響のあるような天候不順が続いた場合とかは、また、使い道はまたいろいろ変わってくるな。特に緊急的に出勤しなくちゃいけない、お金の使い道としても、このふるさと納税で集まった寄付金に対しましては、緊急性を要するものに対してはやっぱり優先されるべきだなという考えを私は持っておりますけども。ただ、通常ですね、集まった額の振り分けについては先ほども説明ありましたけども、どこの自治体、市町村でも福祉関連に関係するものというのやっぱり一番ウェイト高いと思うんですよね。それから教育文化に対するものも結構ウェイト高くなってきたのかなというふうに思ってますけども、例えば福祉関連といってもやっぱり何千万かってお金になってくると、通常充てていく、費用負担という部分も経費負担というのもあるんですけども、例えば車両が古くなって車両購入するのに使うよ。それから施設が、そのものが、改善したい改良したいという場合の建築含めて、そういった改築に対してまたお金を使うよ。ですからおのずから高くなるのはわかるんですけども、やっぱり、その中でも、振り分けしないお金が、例えば2千万、3千万というふうになってくるとすればですね、私やっぱりその使い道については、事前にやっぱり協議されてしかるべきかなと。先ほど井澤議員のほうからも同じようなことがあったということで、ご答弁いただきましたけども、やっぱり私は注目をしております。町長の判断で独自という部分も、中身、報告いただければいいという感覚では残念ながら私はもっておりません。しっかりとした予定を立てながら、あるいは町民の意見を聞きながら、ちょっとした団体の意見を聞きながら、そこに割り振っていくというものはやっぱり協議してしかるべきかなという考えでございますけども、改めて伺いますけども、この審議会、協議会については、今後も設置する予定がないのでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをさせていただきたいと思います。今副議長おっしゃった内容、よく理解することができます。ただ、町としてですね、予算編成に関わる財源充当の件でありますものですから、補助金ですとか、あるいは交付金ですとか、ある

いは起債、交付税に多く返ってくるいわゆる良質な起債がつくかどうかとか、いろいろですね、複雑、技術的に複雑な部分、たくさんございます。その中で、あらかじめこういうものにとということで現状においては、ご協議をさせていただくという場を持つ考えは先ほど申しあげましたように、持ってございません。日高管内各町もどういうふうにやってるか確かめて各総務課長に確認したんですけれども、全7町、私ども以外6町全て同じようなことで、やっているということで、町長の予算編成の中で、議会でご承認いただくというかたちの中で、やらせていただきたいと思います。内容につきましても総合的に判断しまして、理事者及び関係課との協議のなかでふるさと寄付金にふさわしい内容かどうかを、事前に細かく精査したうえでせつかく全国からの多額のご厚志ですので、それを町民のために活用していくように内部で協議をさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

なかなかご理解できないんですよ。私が質問に立ってるということ。いや、言わんとする趣旨は私も十二分に受けとめることはできます。ただやはりさっきちょっとご答弁の中でも出てたように、今後の高校存続含めたですね教育文化の部類に入るのかな、その部分も、教育長のほうからも改めて提案がこの間出されましたけども、やはりそういった配分含めてですね、実際高校存続していくために、費用負担というのが2千万、3千万、仮に生まれてくるとすれば、やはり協議をしていただきたいんですよ。道立高校であっても、やっぱり平取町にとって今の現状を考えるとですね、平取高校仮にですよ、消えていく、なくなるということになれば深刻な私は問題だと思ってますんで、人口減少にも拍車がかかっていくのも、もう目に見えておることでもありますけども、例えばの話、なんていうのかな、素案を提出した、こういうことに使いたいんですよっていう振り分けをした中で素案をやっぱり出してくることに対して、いやこういうことに使いましたっていう状況とまたやっぱり違うと思うんですね。やっぱり一定の理解をいただいた中で、使い道をしっかりとですね、やっぱり決めていく。これやっぱり、今後の課題だと私思ってますけども、よしんば条例改正までやっぱり検討しなくちゃいけないのかなというふうに私はそのぐらいのことまできちっと考えていかなくちゃいけないと思ってますけども、今後やっぱりどうでしょうかね、改めて、設置をする考えがないという考えはわかるんですけども、検討して、私の一般質問の中身を汲み取って協議を、まず設置するしないのこともそうなんですけども、使い勝手、緊急性含めて使い勝手も必要だという理解もありますから、今後検討協議される場面も全くないという判断になるんでしょうか。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、ふるさと納税につきましては本当に有効に活用しながら、期待に応えたいというふうに思っておりますが、今のところは、やはり財政運営の財布の中身というか、台所を切り盛りする、そういう範疇というふうに思っております、そういうやりくりする中でそういう協議会をつくって協議しなければ財源を手当てすることが思ったようなかたちでできないということになりますと、非常に行政推進の上では停滞する部分もございますので、財政運営については、弾力的に対応するためには、今のところは1億なり、寄付金が多額になって、財源について必要であれば、検討させていただきたいと思いますが、その他の基金についても予算の資料の中には、こういうかたちで財政調整基金については、こういうふうに財源充当しますよというかたちをとっておりますので、ここに書いてあるように町長が必要であると認めるときは必要な財源に充てるというかたちのなかで、当面は対応させていただきたいなというふうに思っております。ただ5千万、6千万ぐらい見込みがあるかと思っておりますけれども、もう少し多額になった時にどうするか、一つの検討課題というかたちでとどめさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですね、中身についてはね、ですから私も理解はある程度できるんですけども、額面だけでなくてやっぱり、こういうことで私検討してるんですけど、どうでしょうかって、やっぱりテーブルに一回出して活字になってるものややっぱり見たいんですね我々。やっぱり検討して、そんなに町長違わないと思うんですよ我々が考えてることと、町長がやっぱり充当していくようなかたちをとってる課題というのはそんなに開きが私ないと思ってますんで、そのことについてですね、特に数千万のお金でも、例えば、上限措置設けて500万以上とか1千万以上を一つの目的に使用する場合はやっぱり検討を要するよっていう、協議会の中で話し合うよというかたちをやっばとっていくのが私は本来の議会のあり方かなというふうに思ってますんで、これ以上答弁求めても時間経過するばかりですので、今後の検討課題としてですね、町長ぜひとらえて、そういう意見もあるんだよっていうようなことでですね、前向きに捉えていただければなというふうに思ってますんで、そのことぜひ期待しております。最後に何かあれば、お答えいただきたいと思います。

議長

町長。

町長

本当にふるさと納税というかたちの切り口で考えますとですね、やっぱり、いろんなご意見があろうと思いますけども、財政全般を通じて資金をやりくりしながら、最高有効に使わなきゃならないという時に立ち位置が違う中で、そうするとなかなかうまく進められないというような、壁にもぶつかるのかなというふうに思っていますので、当面はそういうかたちで、今の状況で、条例どおりのかたちの中で政策課題を実現するために私どものほうにお任せをいただきながら、もう少し額が、目標は1億を超えるようなかたちで積極的に取り組みたいというふうに考えておりますので、そういう中で、そういったその他の町長決めなさいというような財源が多額に出てきたとしたら、また、こういうかたちで提案したいということもできるのかなというふうに思いますけども、まだ少額なのでもう少し、他町の状況も勘案しながら、検討させていただきたいというふうに思っております。

議長

千葉議員の質問は終了いたします。続きまして、2番松原議員を指名します。松原議員。

2番
松原議員

2番松原です。先に通告しております本町地区空洞化について、国保病院の再利用についてをお伺いいたします。第6次総合計画について、地域ビジョンの中で、目指す地域像、本町地区ですが、中心市街地の機能充実と活性化を進めながら、賑わいがある市街地をつくとあります。具体的にどのように実行されて、機能充実、活性化に向かって進んでいるのか。本町地区の現状を見ますと、閉店される店が見られますが、本町地域の空洞化は進み後継者の不足も考えられますが、まず第1に、本町に人が出向かないというのが大きな課題と考えております。役場、病院、農協、郵便局、信金などに特に用事がない人は、買い物には出向いてこない。町内で買い物する人は、高齢者の人が多く、若い人たちは町外に買い物に行く傾向があります。行政は商店に空き店舗の利用により賑わいづくりを目的として現在使われていない空き店舗の新たな営業に向かう前には補助制度として、28年より導入している現状について、いくつかの点をお伺いしたいと思います。現在の空き店舗は何件あるのでしょうか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

すいません、手元に正式な空き店舗というかたちの数値はちょっと押さえてませんでしたのでちょっと後ほどあれしたいと思います。空き店舗の事業につきましては、改装事業ということで今年度から事業開始ということで受付けはしておりますけれども、現在のところは、申し込みはございません。

議長

松原議員。

2 番 松原議員	募集方法なんですけども、どのようなかたちで募集方法を進めておりますか。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	今年度におきましては、まちだより、週報におきまして募集して再度募集した ところでございます。
議長	松原議員。
2 番 松原議員	空き店舗の件数だとかそういうのあまり把握してないということなんですけども、 今までですね、空き店舗を利用しているのは何件かあるのかお伺いしたいんで すが。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	正式にうちで受けて、事業が始まったというわけではないんですが、私の記憶 の中では旧バス停の本町のオバウシナイの横であります、そこでコーヒーメー カーであったり釣り具を売ってる方がいらっしゃると、旧焼肉のところで手作 り倶楽部のかたちでやっているものが今のところあるのかなっていうふうに記憶 しております。
議長	松原議員。
2 番 松原議員	空き店舗の件数だとか、そういうことがきちっと把握しておられれば、その持 ち主ですね、そういう店の持ち主との行政のほうから会って意見だとか、そう いう、空き店舗の貸してもいいとかっていう、そういうような希望やなんかは 店に行って持ち主のところへ行って相談したりそういうことはしていないんで すか。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	空き店舗の関係につきまして、店舗絡みということで商店街、料飲店も含めま して、商工会に加入されてる方がほとんどということで考えております。そう いった部分の中で後継者いないとか、次の事業始めるなかにつきましては、商工 会の中で協議なり相談があって、進んでいたのかなと思ひまして、町としては そういったものに関しまして、バックアップなり助成するというかたちで考え ているところでございます。

議長

松原議員。

2 番
松原議員

わかりました。本格的にこう、業者のほうから、アタックしてないということなんでしょうけども、庁舎内にプロジェクトチームやなんか構成されていると思うんですけども、どのような構成員で何回程度プロジェクトチームで話し合われているのか、お伺いします。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

ただいまのご質問ですけれども、プロジェクトチームにつきましては、まちづくりプロジェクトってということで構成メンバーにつきましては、副町長をリーダーとしまして、産業課長、総務課長、建設水道課長、アイヌ施策推進課長、観光商工課長、保健福祉課長、生涯学習課長、まちづくり課長ということで、事務局がまちづくり課の地域戦略係ということでやっております。これまで、この市街地の関係の話し合いについては、2回、協議をしているところでございます。

議長

松原議員。

2 番
松原議員

なかなかね、忙しい中、プロジェクトチームで庁内で話し合いするというのは難しいのしょうけども、もう少しですね、回数を変えてですね、回数を経ながらいろんなことを、問題点などをですね、絞っていただければなと思っております。また今質問しました、空き店舗やなんかは、町を巡って商店街が段々シャッターが閉まっていくのが見えると大変つらいものがあります。そこでですね、やっぱり賑わいを持てるようなかたちで考えていると思っておりますけども、現実に今の段階では難しいところがたくさんありますけども、町長にお伺いしたいんですけども、この賑やかを取り戻す一環として空き店舗の利用だとかいろんなことは考えておりますけども、最後にですね、市街地の対策として空洞化について、全般的なまちづくりをどういうふうに盛り上げていくかということのちょっと所信があれば、お伺いしたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからご答弁申し上げます。人口減少が続き、市街地は空き店舗、あるいは空き地が見受けられるなかで、高齢者も現在は33%ということで、多くの人たちが暮らしてございます。そういったなかでは結論から申し上げますと、やはり今後はコンパクトなまちづくりをせざるを得ないというふうに考えております。コンパクトなまちづくりというのは、町の中心部にさまざまな施設をコンパクトに集中させた町のことでございまして、コンパクトな

まちに行くところです、役場があったり、銀行があったり、買い物ができるなどの利便性のある市街地というふうに考えております。そういった中で、市街地の賑わいと活性化のために、やはり行政主導ばかりではなく、商店街をはじめ地域の皆さんがどうすべきかということを中心に考えて、それを行政が側面から支援していくことが重要というふうに考え、いろんな空き店舗対策の助成制度だとか、いろんなことを喚起しながら、そういったふうに側面から応援できる、対策を講じてございます。具体的には、地権者あるいは商業者、民間企業など多くの関係者がかわりかわりがそれぞれございますので、やはり地域の協力が大変これからまちづくりをする上で、大変重要というふうに考えております。そのためにも戦略を官民で共有しながら、取り組まなければならないというふうに考えておりますし、今後第6次の総合計画の中で、財政状況の見通し、あるいは健全性を踏まえながら、進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

松原議員。

2番
松原議員

いろんな施策、同感してあります。共感しながら、町長の考え方を当然我々住民でもあります、こぞって一緒に進めていかなければ、いろんな町の活性化にはならないかと思ひます。そこでですね、空き店舗について、募集というか、方法論なんですけども、平取町の住民はですね、人とのつながり、人材の交流も豊かであると考えてあります。高齢化が進むなか団塊の世代の人や、一般の人が、小規模でも仲間同士でも利用できる、例えばパンやケーキ作り、趣味、サークル、グループホームなど、地元住民が空き店舗に集まり、利用できやすいような改善することで、何でもやってみたい人を募集、行政が中心となり、商工会、地域活性協議会、住民を対象とした協議会の開催をしたり、仮称でありますけども、住民集会を開き、アイデアなどを募集し、目標は人が人を呼ぶみんなでつくろう商店街というような講座を開くことで人を集めるということを考えますが、いかがでしょうか。

議長

町長。

町長

本当にこれから人口が減って、独居老人だとか、もうあまり外に出たくないという方もですね、交流できるようなサロンのことということで、これについてはもう全町にそれぞれ、できて、それぞれボランティアがいろんなお世話をしながら、健康体操やったり、お話をしたり、そういったものを今広めてございますので、必要があれば、そういったことも松原議員言ったようなことも頭に入れながら、今後とも、そういったサロンのようなものに有効活用できればそういったことにも対応してまいりたいというふうに思ひます。

議長

松原議員。

2 番
松原議員

ぜひですね、要するに人集めということが一番町の活性化につながる、第一の案だと思っております。そのなかでですね、店舗の状況なんです、持ち主の意見だとかをきちっと調査して、賃貸したいのかとか、売りたいのかという希望などをですね、把握することによって、利用者にその状況を提供したり、対策をとっていける必要があると考えております。利用したい人がですね、その物件の条件を早期に把握でき、空き店舗の利用が早期に解決できるのではないかと考えております。こういう情報を利用者に提供することはできないのか、お伺いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

今の松原議員のご質問ですけれども、今は空き店舗ではなくてうちの課では空き家情報については、そういうようなことで取り組んでおりますけれども、空き店舗につきましても、今後観光商工課とちょっと連携しながら、そういう情報を集められればと思っております。

議長

松原議員。

2 番
松原議員

はい、ぜひ空き家も対象にしながらできるだけ人が集まってそこを利用できるような、システムを町民にわかりやすいかたちでお願いしたいと思っております。次にですね、旧国保病院の再利用を考え、小規模多機能施設や福祉、保健、介護、ケアハウス、総合的に利用できる計画ができないかをお伺いいたします。現在、団塊の世代に、高齢者の仲間入りがひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯が33%と認知症の高齢者の増加が見込まれます。高齢者施設の入所を希望してもですね、待機の期間が長く、この住み慣れた平取町から、町外に転出しなければならない現実があります。高齢者は1日でも早くですね、安心して平取に長く暮らせる施設を本町に建てることを期待しております。高齢者は長く待てませんので、6月の第6回議会定例会の中で四戸議員が質問しておりますが、町長の答弁にもありました、町立に付随する施設の整備をエリアで考えなければならないと思っていると。内部的にはまだ、議論に止まっている。最終的に、議会の皆さん、町民の皆さんのいろんな意見を聞きながら、一番良い施設整備は、どのようにするか、検討したいと考えていると答弁しております。また、まちづくり課長も、国保病院の解体についても、現段階では、具体的な計画がまだできておりませんので、壊すも壊さないも含め、今後の検討になる。なるべく早期にどういうふうを活用して病院の跡地敷地を、利用していくか、議会の皆さんにも、案を示したいと答弁しております。庁舎内プロジェクトチームでどのような検討を何回されているのか、まずお伺いします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは、ただいまのご質問にお答えします。病院跡地の利用計画については、6月の定例会でも一般質問がありましたけれども、現在庁内のプロジェクトチームのほうで検討しております。その中で、病院跡地を含めました本町地区全体の公共施設の整備についても検討しているところであります。具体的には、第6次総合計画で予定されております公共施設、町民体育館、役場庁舎、町営住宅の建て替え、それから生活支援ハウス、そのほかに、今後整備が必要とされている施設を現在洗い出しをしておりますして、計画的な土地利用ができるように関係課で協議をしているところであります。現在はその整備が必要と思われる施設の内容だとかですね、規模の概略を検討しておりますして、その中で本町地区には、まとまった広い土地が今ないものですから、この病院の跡地の利用計画を進めながら、全体的にどのような土地利用が住民の方にとって利便性が図られるのかということを考えてしながら、進めていきたいと思っております。現在はコンサルタント会社にも委託しまして、それらのどこにどういう施設を造ったら良いということを経営強化に向けた調査をしておりますして、それに基づきまして、将来的な本町地区の青写真を作っていくというふうを考えております。医療、保健、福祉、教育、それぞれの分野を集約して、効率的に連携できるような市街地整備となるように検討しているところでございます。

議長

松原議員。

2番
松原議員

まだ総合的に公共の建物や何かをいろいろ調査しながら、計画を検討しているということなんですけども、現実にはですね、町立病院がですね、31年ですか、には移転するというので、新しい病院が建つということになっております。その中でですね、やっぱり旧病院の使い方についてなんですけども、計画に出ておりませんが、まだもしそういうことがあればですね、総合計画で見直していただいてですね、確かに病院は老朽化してですね、国保病院はできたのは、38年10月に完成して、11月で54年も経つということは理解はしております。その間ですね、幾度か、改修工事もやっておられると思うんですけども、どこら辺を改修工事やったのか、わかればお聞きいたしたいんですけども。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

現町立病院の件なんですけども、議員おっしゃるとおり最初の建設は昭和38年に建築しまして築54年ということになります。その後、昭和50年に一部病室とかを増築しております。その後平成9年に一部増築と内外部の全面改修

というのを行っております。その大規模な改修からも20年ほど経過しているというような状況でございます。そのほか細かい部分では部分的な改修というのは数回行っているということでございます。

議長

松原議員。

2番
松原議員

大規模をやってもう20年もなるよということなんですけども、今現在の建物がですね、もし全面的というか、改修ができて、可能性があるかと、使える可能性があるということであればですね、町民からもですね、老人施設として病院を再度利用することが一番良いんでないかという意見もあります。再利用が、まず可能なのか、また、これから再利用するには耐震だとかそういうものを改めてやらなきゃならないと思うんですけども、そこら辺の考えちょっとお伺いしたいんですが。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。先ほどまちづくり課長からもありましたけれども、旧病院施設の周辺整備ということでございまして、今庁内プロジェクトでいろいろ議論をしているところでございますけれども、やはり医療に関する福祉とか保健の施設をあそこに集中させるのが非常に利便性よく利用していただけるのかなという考えで今進めております。今考えられるものとしては、生活支援ハウスですとか、デイサービスセンター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、発達支援センター、できれば平取歯科診療所も集約するようなものができないかなということで、今協議を進めているところです。その中で旧病院建物を再利用ということの検討でございますけれども、基本的には、既に長期計画の中でこれは取り壊すという計画にも載せておりまして、今、建設水道課長からもあったように、基本的には耐震基準も満たされていないというところでございます。公共施設として今後使う場合、やはりその基本的な建物としての耐久性も兼ね備えなくてはならないということもあって、ほかの自治体の例から見れば、病院の改修と耐震化をコスト比較したときに、やはり新築したほうが安いというような、そういう結果もお聞きしているところもございまして、最終的なコスト比較はさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的には、この旧病院は、取り壊して新たな周辺整備という考えを持ちながら進めていきたいというふうには考えてございます。

議長

松原議員。

2番
松原議員

最終的には取り壊しを将来的に向かって考えたいということなんですけどもですね、今のやっぱりいろんな状況を考えてみますとですね、老人世帯がこ

れだけ多くなって福祉の施設を早急にですね、つくっていただきたいという要望が出ておりますので、まずそこで少しでも多く、それは新しいものを建てればそれはすぐ今の町立病院みたくですね、すぐ施設が建つということになればですね、それは町民も納得するとは思いますが、まず今の現段階では財政の面だとか、いろんなかたちで今の町立病院と同じくらいのやっぱり費用がかかるのではないかとということも考えますとですね、やっぱり新たに建ててこれから10何年以上も老人の人が待ってるのかということにはちょっとならないのではないかと考えております。そのためにはですね、この病院をですね、今の病院を、やっぱり改築なりそういう方向性を向けてですね、そしてもう一度考えてやっぱりどうしてもだめだということでしたら、また、いろんなかたちで、報告しなきゃないと思いますが、まず、病院に対してですね、やっぱりその計画を見直して、そのリフォームをできるのであれば、やっぱりリフォームをする。で今副町長も言いましたけれども、これは福祉の総合施設としてですね利用が最もできる価値のある建物になるのではないかと考えております。やっぱり利用のメリットとしましてはですね、早期に施設の利用ができるということですね。それにまた隣接地には、新たな病院が建設され、隣には歯科医院、薬局もありですね、この旧病院が小規模の多機能施設として、うまくですね利用されますと、まさにですね、町の福祉ゾーンとなると考えております。まずその施設の1階にはですね、小規模多機能施設として通いや泊りなど要介護者が利用できるなど、ともにですね、また、先ほど副町長も言いましたけれども、福祉施設、保健福祉課や包括センター等の併設も考えることもできると考えます。また、この2階にはですね、養護老人ホームかつら園等をですね移設するか、また新しく民間の社会福祉企業の公募も考えられる。また、入所者の待機者の緩和もできると考えることと、また、すずらん福祉園ですね、すずらん福祉園の入所者の高齢化も進んできております。その対応も、早くできるのではないかと考えます。まず、福祉の今の大きさから言いますと、施設の入居者等ですね100人程度は住めるのではないかとというふうに考えております。そうすることによって、雇用する職員の増員が考えられ、町立病院との連携も身近となり、患者の確保もつながり、病院の収益も増収するのではないかと考えております。福祉を中心としたまちづくりは町長の公約でもあり、人が集まることで、賑わいのある市街地になると思っております。新たに町立病院ができた後に、病院をすぐ新たに調査して新たな利用する計画を立て直して、新しい病院は31年からですけど32年、33年と調査をしながらですね、施設のリフォームは終了されればですね、4年後には、総合的な福祉施設として早めに利用する可能性ができるのではないかと考えております。高齢者が住みなれた平取町で安心して利用ができ、まず、総合計画等をですね、見直しを含め、再検討できることができないか、提案をしながらですね、町長の考えをお聞きしたいと思っております。

議長

町長。

町長

先ほどの答弁と重なりますけれども、6月の一般質問の答弁のとおり、国保病院の跡地の利用につきましては、福祉関係の施設整備をすることも含めた、本町地区の公共施設整備について、現在庁舎内のプロジェクトチームで検討しながら、たたき台ができ次第、議会あるいは地域の皆さんからの意見を聞き、協議したいと答弁をさせていただきます。先ほども、副町長、あるいは担当課長からご答弁のとおり、昭和38年に建設して築54年経過して、暖房施設の老朽化、そして温度調節が困難な状態で非常に効率が悪い状況になってございまして、本当に今のボイラーそのものが建築して新しいところに移転するまで、維持できるかどうか非常に不安な状況にございます。また給排水を含めた各種配管の設備はもう耐用年数を超えているということで、さらには建物の耐震基準を満たしていないということで、再利用しても利用できる年数も限られてございますので、二重投資になる可能性もございますので、今のところは再利用という考え方は持っていない考えでございまして、ご理解願いたいと思っておりますし、再利用できるのであれば、これを改築して病院をリフォームしながらやれたわけですが、それができないのでこういうかたちになってございまして、ご理解願いたいと思っておりますし、いずれにしても高齢化がどんどん進んでいくなかでは、今もう33%の高齢化率、65歳以上はそういうかたちのなかでは1千人以上もいるなかでは全て施設に収容ということはなかなか難しいなかで、本当に、地域に出かけていってホームヘルパーのお手伝いをいただくとか、あるいはリハビリだとかそういった自立できるようなかたちを町としては考えております。それでもやむなく、だめな部分については、施設に入ってもらおうとかたちをとっていかなければ、全て収容ということは難しいかたちの中で本当に地域で安心して暮らせる、そういう福祉の対策を講じながら、やむを得ない場合は、施設に入ってもらおうというようなかたちをとっていかなければならぬというふうに、考えてございまして、ご理解を願いたいと思っております。

議長

松原議員の質問は終了いたします。続きまして、9番高山議員を指名します。高山議員。

9番
高山議員

9番高山でございます。先に通告してありますように、二つの項目について、それぞれ、ご質問したいというふうに思っております。1点につきましてはJアラートに対する、町の対応について、もう1点につきましては、町税等の滞納にかかる制限措置条例について、2点ご質問させていただきたいと思っております。ではまず1点目、行政報告にもありましたように、Jアラートに対する、町の対応についてということで、行政報告もされておりますので、簡単にご質問をさせていただければというふうに思っております。既に新聞、テレビ等で報道がありましたし、行政報告もありましたけれども、今回、北朝鮮から弾道ミサイル

の発射ということで、Jアラートということで、このJアラートは全国瞬時警報システムということで、これは弾道ミサイルばかりではないんですけれども、地震であるとか、津波、噴火、竜巻、土砂崩れなどの災害情報などのほかにということで、ミサイル発射であるとか、大規模テロ、ゲリラ等、国民の生命、財産に危害を及ぼしかねない危機情報を全国に早期に知らせて被害の軽減を図ることということのなかで、国は人工衛星を介しながら、全国の自治体に情報を送り、各自治体は音声、サイレン、メール等を使い、住民に伝える仕組みであるということで、皆さんもご承知のとおり、このようなかたちでございます。今回のJアラートにつきましては、行政報告にもありましたけれども、8月29日に、第1報が6時2分、国の第2報につきましては6時14分、第1報の時には北朝鮮からミサイルが発射された模様ということで、頑丈な建物や地下に避難してくださいということの内容でございます。第2報につきましては6時14分、ミサイル通過、ミサイル通過ということのなかで、上空をミサイルが通過した模様ですということで、不審なものを発見した場合には、決して近寄らず、ただちに警察や消防などに連絡してくださいというのが、第2報の内容でございました。それから6時42分に町のエリアメールが鳴りまして、ミサイルが北海道上空を通過、引き続き自宅建物内で待機願いますということと、飛来物及び不審物に警戒してくださいというエリアメールがありました。その後テレビの報道等にもありましたけれども、ちょっと私は聞いていただけなんですけれども、管内の平取町は、40分もエリアメールが遅れたということの口頭での報道がありましたけれども、エリアメールを町としてはどのように発信しているのか。例えばJアラートをどのように受けて、そしてどのようにこの6時42分に発信したのかという、手順的なものをまず再度確認したいと思いますので、その辺まず1点ご質問させていただければと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

それでは私のほうからJアラートに対する町の対応についてということでございますけれども、Jアラートにつきましては、今議員おっしゃられたとおり緊急の警報があった場合、全国の自治体に国のほうからJアラートのほうに伝達される仕組みになっておりまして、基本的にはこの間の北朝鮮のミサイル発射のような場合は自動的にサイレンや音声により、屋外のスピーカーなどから情報が流れる仕組みとなっております。また一部対応していない機種もありますけれども、個人の携帯電話などにもエリアメールとして配信されております。しかし平取町には防災行政無線というのが整備されていませんので、今回の北朝鮮からのミサイル発射などの警報が出た場合につきましては、消防で整備しております緊急伝達システムというのを利用させていただいて、町内6か所、荷菜、本町、荷負、貫気別、長知内、振内の6地区でサイレンの吹鳴及びメッセージのアナウンスをすることとしておりました。今回の場合もこのような対

応をとるところだったんですけれども、先ほどの行政報告で副町長が申したとおり、早朝だったということもあり、担当が役場に出てきてから、内容確認等をしていたところ、2回目の上空通過という情報が入ったことから、サイレンの吹鳴等は逆に混乱を招くのではないかということで、実施をしておりません。今回、今ありました町からのエリアメールの件なんですけれども、これについては、今回のケースではエリアメールを出すケースではなかったということで、先ほど副町長のほうからも報告ありましたけども、これについてはちょっと担当のほうで勘違いとかですかね、対応を間違いまして、本来出すべきエリアメールではなかったということで、エリアメールにつきましては町で使うのは特に災害の時の避難情報ですとか、そういうのにこのエリアメールを本当は利用していくということで考えておりまして、今後このエリアメールを利用する場合の情報発信の方法などについては、担当のほうで徹底していきたいというふうに考えております。以上です。

議長

高山議員。

9番
高山議員

ちょっと私も勉強不足でわからなかったんですけれども、うちの町には防災行政無線というのは設置されていないということなんですか。これ、政府の資料見ると、2012年の10月現在ですけれども、全国1742市町村のうち、12自治体がJアラートのシステム自体を整備していない。また、自治体職員が操作しなくても、瞬時に情報を送る自動起動装置の整備率も7割にとどまっているということは、この防災行政無線がないなかで、この自動起動装置ももちろん町としては整備されてはいないという捉え方でよろしいんですか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はいそのとおりでございます。

議長

高山議員。

9番
高山議員

よくわからないんですけれども、こういったかたちのなかです、いろいろとミサイルのときはまた特別な配慮が必要だということはあるんですけれども、防災行政無線を整備していないというのはどういう理由なのか、その理由について一言教えていただければと。

議長

まちづくり課長。

まちづくり

防災行政無線につきましては、整備しない理由というのはなんとも言えない

り課長

ですけど、基本的についてるところの多くは海岸線の自治体は全部つけているということで、主に津波に対する対策ということで、各自治体の防災行政無線というのは整備されているということで、うちの町の場合、海に面していないということで、喫緊に、早急に避難を呼びかけるという、津波のように、緊急を要するような避難を呼びかけるというのが、昔はあまりなかったということで整備されていないんじゃないかなというふうに考えております。

議長

高山議員。

9番

高山議員

津波ということの想定で、今のところつけていないということではございますけれども、Jアラートは先ほどお話ししましたように、Jアラートということについては、基本的には津波ばかりではない。もちろん地震や噴火や竜巻、土砂崩れなどの災害情報だとか、弾道ミサイルの発射だとかっていうことの内容なんですけれども、やはりそういった意味では津波を想定しない、例えば何年か前にですね、大きな雨による災害等がありましたけれども、やはりこれからはですね、防災行政無線をですね、津波対策だからつけていないということにはならないのかなとは思っておりますけれども、その辺の見解をもう1回ですね、聞かせていただければと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

津波対策だからつけていないというかですね、今まではそういうような考え方ということで今まで町のほうでは整備されてなかったのかなというふうに考えておりますけれども、今後こういうような事案が出てきておりますので、ちょっとなかなかそういう災害の情報だとかというの、町民の方にはなかなか伝達しづらい状況もありますので、今後どのようなシステムがいいのかちょっといろいろ研究というか、検討しながら、整備に向けて検討していきたいなというふうに考えております。

議長

高山議員。

9番

高山議員

それではもう1点ちょっとお聞きしたいんですけれども、私たちの町にはそういった意味ではJアラートみたいなものが出てきて、例えば今お話聞いたら、6地区にですね、自動的に、例えば、サイレンなり、例えばそういった内容のものがということの整備はされているということとして先ほどお伺いしましたけれども、これは今回はミサイルだから、もう既に気づいたときにはもう上空で遠くへもう着弾してるからということで、流さなかったということなのか、これは自動的に流れるようなシステムになってるということの捉えでよろしいんですか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 6か所というのは消防の緊急伝達システムということで、消防のほうに依頼して消防のほうで手動でやっていただかなきゃ起動できないということで、自動では起動はいたしません。

議長 高山議員。

9番 高山議員 ということはですね、基本的にはJアラートを受けていてからですね、ミサイルは特別ですけれども、基本的には町としてその防災行政無線もない、例えば、そういった音声だとかなんとかというものについても、消防で手動で、消防の拡声機というか、サイレンというかそういうものでやるような対応しか、とりあえずは今のところは持ち得ていないという捉え方でよろしいんですね。わかりました。ただですね、今回Jアラートということで、全道の町村によってはですね、市もそうですけれども、既にそういった意味では、避難の訓練をしているというようなところも正直ありますし、町全体にサイレンが鳴って、そういうかたちでということが、いろいろございますけれども、今回のミサイルについて伺いますけれども、北朝鮮がミサイルを発射して札幌なり平取に到着するまでの時間たらとれぐらいかという、そういう、内容については承知しているのかどうかちょっと伺いたと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 具体的な時間は承知しておりませんが、国だとかの言っているところでは、数分ということで、先日の実際のミサイルの発射から通過したっていう時間を勘案すると10分以内には着弾というかですね、もし来たら来るのかなというふうには考えております。

議長 高山議員。

9番 高山議員 政府の発表によると、今回のまず北朝鮮が撃ったのは、5時57分、5分で6時2分ということですので、5分でJアラートを送信するというので、実際的には、北朝鮮と札幌との距離は1200キロはない。平取についても当然それぐら이다ということであれば、発射してからは、10分もたたないで、着弾したらということにはなりますけれども、それぐらい。ですから私たちが余裕があるのは本当に今担当課長言われたように、4分、5分しか時間がないということなんですけれども、防災行政無線もないということであれば、やはりですね、そういったものについてはですね、携帯だけ持っている方だけが、そう

いったものがわかってということにはならないので、ミサイルだけではないと思いますけれども、そういう携帯を持っている方のみの伝達となるということだけでもやっぱり問題があると思われるので、その辺今後ですね、そういうミサイルばかりではなく、対応については、サイレンだとかいろいろございますけれども、その辺の防災行政無線についても含めてですね、今後はどのように考えているのか、もう1点伺っておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

その件につきましては、いろんな方法が多分、今の時代、あろうかと思imasuので、そういう行政無線とかサイレン等、アナウンスでスピーカーでやる方法がいいのかですね、あと戸別受信とかそういう携帯だとか持ってない方に対する、戸別的な受信機の設置だとか、そういうのいろいろ費用だとか効果をいろいろ検討しながら、どういうものが、うちの町では一番経費がかからなく効果的に利用できるシステムがあるかというのを検討していきたいなというふうに考えております。

議長

高山議員。

9番
高山議員

やはりですね、そういった意味では過去においてもですね、1998年に北朝鮮がテポドンの1号を撃ったときにですね、北朝鮮の恐ろしいところは精度が当時はなかったもので、どこに落ちるか当初はわからない。ですから日本海に出動した「みょうこう」という駆逐艦の情報でいくと、秋田に落ちるんでないかというようなことでちょっとパニックになったことも正直あるということですね、前には記憶していますので、これからどんどんどんどんそういった意味では今の日本政府の対応として、このままですね、ミサイルが何回も上空を飛ぶ。ましてや時々間違えて落ちるなんていうことも想定されるのかもしれないので、やっぱり何かこう瞬時にですね、地域の皆さんに携帯ばかり持つてる方だけにわかるような内容でない、やっぱりそういう情報伝達のそういったシステムについてもですね、やっぱり検討させていただけるということですので、ぜひその辺についてはですね、お願いができればなというふうに思っています。もう1点なんですけれども、今回のJアラートについて、管内いろいろ対応としては難しいなと思うんですけれども、隣の日高町、もしくはむかわ町あたりの対応はどうであったかということの内容がわかれば教えていただければありがたいんですけれど。

議長

まちづくり課長。

まちづくり

隣町の状況でございますけれども、まず、隣のむかわ町でございますけれども、

り課長

むかわ町につきましては、穂別地区については、全域に有線の戸別受信機が設置されております。旧鷺川市外地では防災無線ということで、あとさらに住宅が点在している、旧鷺川町の集落地区におきましては戸別無線で受信機が整備されているということをお聞きしています。それでJアラート鳴ったときに、それが自動的に起動するというで聞いております。日高町につきましては先ほど言いましたけども海岸沿いの地区に主に津波対策として、防災無線のサイレンスピーカーが設置されておまして、あと、庫富、広富のあたり一部地域に戸別の無線受信機が設置されているというふうに聞いております。ただ旧日高町だとか、旧門別町の山間の地区ですね、清島だとか豊郷の山の中のほうについては防災無線がないという状況でございまして、前回のJアラートのときも自動起動はしましたけれども、サイレンスピーカーが設置されてるところには届いてますけども、ないところについては、そういう情報はいく手段がないということで、日高町の担当者からは聞き取っております。以上です。

議長

高山議員。

9番

高山議員

私も、担当課長言ったように日高の事例は当時Jアラート鳴った時にはやはり防災無線があるせいか、かなり町中に音が響いていたと。それがどのように周知してるのかわかりませんが、そういうようなことだということで、残念ながら山のほうにはということで聞いていました。むかわについてはやはり同じように、防災無線と点在している小さな部落には今言われたような受信機をつけていた。旧穂別町については、前に10何億というお金をかけて受益者負担も相当あったんですけども、光ファイバー通してやっているということなんですけれども、今回残念ながらスイッチは切っていて、音は鳴らなかったというようなやはり情報も聞いていますので、やっぱりうちの町もですね、海岸線ではないけれども、これだけ暴れる川だとか、地震の多い日高地域の中にあつてということになればですね、やはり先ほどお願いしたようなかたちにですね、やっぱり整備を検討していただくということで、お願いできればなというふうに思っています。ちょっと関連でですね、万が一、この間総務文教委員会で学校訪問をいろいろしました。それぞれの学校では危機マニュアル的なものは、それぞれ持っているということでございますけれども、日中のJアラートが鳴って、ミサイルが授業中にといつたときの対応ということについては、今までミサイルでの対応なんていうことは、あまり想定できなかったということではございますけれども、その辺の学校の危機マニュアルの中に危機マニュアルはあるということで細かなものは見せてはもらってはいませんが、そういったところの指導というのは教育委員会あたりからは何かしてるのかどうかだけ1点教えていただければと思います。

議長

生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。まずですね、各学校現場の指導ということなんですが、基本的には学校危機管理マニュアルというなかで災害も含めそのなかで対応していくという状況でございます。現在、マニュアルについてはＪアラートに対する対応がなされていないということで、今後早期に整備していきたいというふうに考えております。その中で、今後は今回のＪアラートが鳴った場合ということで、北海道教育長より事務連絡でミサイル発射に伴う警告発令がされた場合の対応という仕方で通知がございます。その中で対応していきたいということになります。それで学校時ですね、そういうミサイルが発射された場合、すぐ学校に避難するというようなかたちのなかで指導しておりますので、その辺は問題ないかなということでもあります。ただ頑丈な建物ということで国のほうもありますけど、それは今の町の中では、学校が一番頑丈なのかなということでも考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長 高山議員。

9番 高山議員 そういった意味ではですね、今まで想定したことのないような、内容になってきておりますので、そういった意味では刻々とこれからそういった情勢が変わってくるのかなというふうに思っています。先般ちょっと聞いたときに、新しく開発から示された、洪水マップによって、防災ガイドマップをまた新しくつくるといようなことのお話をですね、避難所も含めてということになるんですけれども、もしできましたらですね、その中に洪水の場合はどうだとかということはあるんで、万が一、ミサイルが落ちたら、平取には地下もないし大きな建物もないんでしょうけれども例えば、窓のところから離れて、できれば窓のないお風呂の中にでもっていいかなということも含めて、一定程度想定はされるのかどうかということはないんですけれども、こういうですね、いざというときのためにというガイドマップにもミサイル対応についての記述が少しあるといいのかなと思うんですけどその辺についてはどうでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、その辺につきましても来年の見直しのときに盛り込めるようにしていきたいなというふうに考えております。

議長 高山議員。

9番 高山議員 よろしくお願いをしたいということが1点と、もう1点だけ教えていただければと思いますけれども、ちょっと私をはじめ聞いたんですけれども、うちには防災行政無線がないからということで、Ｊアラートの受け方がいろいろある

んですけれども、国民保護サイレン音っていうのはどんなものなのか教えていただければ大変ありがたいんですけど。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

私も実際に聞いたことはないんですけども、この間のミサイル発射した時にニュース等で流れてたサイレンの音が、ちょっと表現はしづらいんですけども、あまり聞いたことのないような音のようでございます。

議長

高山議員。

9番
高山議員

これはJアラートとはまた違った国民保護サイレン音というかたちになるんですけども、そういった意味ではですね、これからそういったものを受けれるような、整備がされてきたりといった時にですね、できましたらこれはですね、この政府広報によりますとですね、学校や事業所などで、国民保護サイレンを鳴らしながらですね、というようなことができるということがありますので今はそういったことをですね、音が聞いても、うちの町としてはそういう国民保護サイレン音は鳴らないんですけども、整備がされて、そういうものが鳴った時には、これはミサイルのときにだけ出るサイレン音みたいですので、ぜひそういったところもですね、学校の現場だとかそういったところで、子どもたちが聞いてですね、内容等がこれは国民サイレン音でミサイルが発射された内容なんだなというふうにわかるような、そういう将来的には訓練もできればなということで、ぜひそういった意味では経費も非常にかかるということにはなりませんけれども、Jアラートに対応できるような、防災行政無線等の整備、それらに付随して町民にですね、広く瞬時に情報が伝達できるような、内容のことについて検討していただければというふうに思っています。ただ私もですね、一番はテレビ、ラジオなのかなというふうに思いますけれども、そういった意味ではですね、行政としてやはりこういったJアラートに対する内容等についてもですね、整備できるような、検討していただけるということでございますので、なるべくそういったかたちの中でですね、整備をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いをしながら、1問目をですね、終わりにしたいなというふうに思っています。

続きまして2問目なんですけれども、平取の町税等の滞納に対する制限措置に関する条例についてを質問していきたいなというふうに思っています。この中でですね、今回、第2条の適用範囲の別表については、先般常任委員会に説明がありましたように、条例規則にすることの内容でございますので、それらをあわせてですね、質問ができればというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。まずは、現在ある制限措置に関する条例でございますけれども、第1条のところに、この目的の中でですね町民税を滞納

し、かつ納税について著しく誠実性を欠くものということの記述がございますけれども、この著しく誠実性を欠くものというのは、どのように理解しているのか、伺いたいと思います。ただ単に、滞納の税金が多いからということで、著しくということになるのかその辺の文言の解釈についてまず1点、教えていただければというふうに思っています。

議長

税務課長。

税務課長

それでは高山議員のご質問にお答えしたいと思います。最初にこの制限条例なんですけれども、平成21年3月に制定されていますが、健全な行財政運営の推進対策として、行財政改革審議会の答申を受けて、町税等の滞納を放置することは、納税等の義務を履行する町民の公平感を妨げることとして踏まえ、納税義務者に対する公平感の確保及び滞納者に対する納税意識の喚起を図るため、滞納、納付について著しく誠実性を欠くものに対して一部の行政サービスを制限することで、納付を促進し、町税等の徴収に対する町民皆さんの信頼を確保することを目的としています。条例3条におきまして、滞納者とはということで定義されておりますが、納税義務者でその納付すべき町税等をその年度末までに納付しないものと定義されております。しかし滞納者の中には、個々のやむを得ない事情によりまして、分納して、計画的に滞納の解消に努めている誠実な方もおられます。これに反し、ここでいう著しく誠実性を欠くものとは、納付能力がありながら、再三にわたる督促や催告、また電話や訪問をしても、納付の意思を示さない人、納付相談の約束や納付誓約をしながら、何の連絡もせず、常に約束を破る人、納付誓約書が提出されていても、納付計画を常に反故する人、特別な理由もなく、1年以上にわたり納付がない人、こうした人が行政サービスの制限を受ける対象としております。

議長

高山議員。

9番

高山議員

もちろんそういった意味においてはですね滞納者ということの定義がございますけれども、例えば、それは著しく不誠実なものということの中の範疇には、税金をいくら滞納したからどうだということの内容ではないという捉え方ってよろしいということですね。滞納者の中でも、滞納かつ著しくということが、制限条例の中にありますので、そういった意味では、変な話ですけども、生活が苦しく、まあ個々のケースがいろいろあると思いますけれども、例えば税金の滞納が非常に溜まってしまった。そういう方と例えば1年しか滞納してないけれども、不誠実な人だということになれば、滞納した人っていうのは、不誠実な感じで、環境がそうさせてないということだけであれば、その人はこの制限条例には、対応しないということの捉え方でよろしいでしょうか。

議長

税務課長。

税務課長

滞納に至る原因が、いろいろと考えられますので、滞納が判明した時点で、直ちに直接的な制限を行うということは考えておりません。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

それぞれの個々にありますから、金額の大小ではなく、滞納しながら著しく誠実性を欠くものということの内容であるということの捉えでいくということになるかなというふうには思っております。私はですね、今回、そういった意味ではですね、この第2条の別表に定める契約行為云々というやつを、今回常任委員会で説明を受けましたけれども、そういった意味では第2条の適用範囲の別表を、条例規則として、先般ですね、そういった意味では委員会に説明しているということのなかでですね、今度新しくつくりたいという内容の条例規則等についても、質問していきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいなと思っております。私は今回ですね、こういうその町税等の滞納に対する制限措置に関する条例だとか規則について、いろいろこう質問してますけれども、質問の趣旨はですね、やはり、この制限措置条例にかかわるものについては、極力、福祉関係のものについては下げてほしい。で、これきつともってこの条例つくったときに、管内ですから、北海道の中の管内は皆こんな感じなんですけれども、ただですね、北海道の中でも、例えば本州でもいろいろ調べると、福祉のことを一切この制限条例から外してあるというところがたくさんあるんです。そういった意味ではですね、どういうかたちでやってるかということなんですけれども、そういう意味ではですね、これ簡単なやつをご紹介すればですね、契約行為、許可及び免除に関すること、補助金、助成金及びその他金銭の給付に関すること、町有財産等の貸付及び物品の給付に関すること、ということで北海道あまりないんですけれども、これは今のは、北海道でも岩内町の関係なんですけれども、本州のほうに行くとはですね、なおさら福祉を制限してるというところがもちろんありますけれども、非常に少ない。で、やっぱり基本的な考え方がありまして、関西にいる友達にも一応電話した時にですね、やはり福祉というのは地域住民が生活していく上での最低限の行政サービスだというとらえ方であるということのなかで、やはりそういう議論の中で、全く福祉をですね、制限条例から外しているというところはですね、結構あるということに実は気づきました。別表の中でですね、今度新しく改正後ということで、先般委員会で説明がありましたけれども、この中の福祉のかかわる内容等についてはですね、何点かなぜのったのかっていうことをですね今までのものっているのもありますけれども、それぞれ今日は担当課長もいますので、内容等について、聞いてみたいと思います。NO. 27の高齢者軽度生活援助事業に関することっていうのは、平取町でどんな該当事業をしているのかどうか、

まず1点教えていただきたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ちょっと今資料がですね、古い資料で27番という番号がちょっと見えないものなのでからちょっとしばらくお時間ください。すみません。

議長 高山議員。

9番 高山議員 ということは次々とちょっと確認したいんですけれども、待ってたほうがよろしいですか。それとも次のやつ進めてもよろしいですか。

議長 いいですか。税務課長。

税務課長 保健福祉課長答弁する前に、まず1点、おわびとあわせてご説明させていただきたいと思います。条例別表の行政サービス該当項目で平取町にないという事業のことで、常任委員会ของときにもご指摘を受けましたが、特に介護、高齢者という文言が使われている事業になるかと思ひます。これらの事業は、平成21年条例が制定された当時は老人福祉保健法に基づく高齢者サービス事業として実施あるいは今後予定事業として掲げられたものでありまして、事業の財源は一般会計において対応していたものでした。その後、介護保険法に基づいて介護保険制度サービスに移行し、事業そのものが廃止、あるいは地域支援サービス事業として変更された事業があります。今回別表を精査して常任委員会のほうにご提案させていただきましたが、老人福祉法に基づくサービスからの移行の経過、経緯の確認まで、私のほうで調査が至っておりませんでしたので、再度該当する事業の精査をし、改めてご提示させていただきたいと思っております。

議長 高山議員。

9番 高山議員 この間常任委員会出てきたということは、今回の議会に提案されるということの内容だったみたいですがけれども、議運だとかいろんなかたちのなかでもう少しということの時間をかけたほうがいいということで、取り下げになったと思ひますけれども、当時つくったやつの中で、この27番という事業は、名前がいろいろ変わってきているとかいろいろ言ってますけれども、この事業はないんですよ。平取ではやってないんです。昔からずっとやってないんです。この中身は、実はこういう軽い生活援助しなきゃならない人に1時間50円だとか70円だとかお金を払ってサービスを提供する事業が、高齢者の軽度生活援助事業に関することなんで。高齢者の事業全部まとめて全部だめだよって言う

んだったら、私もそのことについては下げますけれども、この27番はないと思うんですよ。今課長が言われたように、これから将来入れるということと言われるんだったら、それもありかなと思いますけれども、でもこういった軽度生活援助事業みたいなものにこの制限を加えるのはどうかなってというのが主旨でございます。それからもう1点したらついでに教えていただきたいんですけども、ちょっと勉強不足で申しわけないですけども、32番、今度の新しいやつ、32番で、介護手当支給事業っていうやつ、これはどういうことかわかれば担当課長か税務課長でもいいんですけど。わかれば教えていただきたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 介護手当ということで、以前はたぶん記憶の中ではですね福祉手当の中の一部として、家族の介護をする場合の手当というのが過去に支給されていた時期があるかと思います。その分の事業の事業名が現在まで残ってるということで、先ほど高山議員が言われたとおり平成21年にこの条例が策定されてからそのあとその新しい制度、古い制度、その分の改廃がされないできているという状況で、現在のこのような状況に至ってると思います。以上です。

議長 高山議員。

9番高山議員 ちょっと私も古い話はよくわからないですけども、今回新しくこの規則出してきましたよね、条例で。それにこの事業が介護手当支給事業に関することっていったら新しくなったわけじゃなくて前にもものってるんですよ。ですからこれはどんな事業ですかっていうことを聞いてるんです。これは、通常で考えたら、在宅で介護4とか5の人が在宅で頑張ってる人に毎月8千円とか1万円とか、お金を払う事業だと思う。いや僕はちょっと勉強不足ですからあれですけど、そうだと思うんですよ。その事業を町がやってるんですか。例えば、介護保険会計でなくて、福祉の事業の政策の中でちょっと僕もちょっと時間がなかったんで、一応予算見て勉強はしてきたんですけども、その事業というのは、今介護手当って払ってるのかどうかということは、わかりますか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 現在はない事業でございます。

議長 それは対象がないということですか、やってないということですか。保健福祉課長。

保健福祉
課長

はい。この事業がですね、今まだ継続しているというわけではございません。
既に廃止されてるということでございます。

議長

高山議員。

9番
高山議員

僕も元ちょっと福祉かかわっているんで、すぐ気づくんですけれども、これ、先ほど税務課長言うように、これからやる事業も想定して入れてるっていうんだったら、私は入れるときまた話もあるんですけれども、今やっていない事業も基本的には、何点かのってるっていうこと自体が本当にこれ常任委員会出すときに精査してきたのかどうかというところもですね、やはり考えていかなきゃならないかなというふうに実は思っています。それといわゆるたくさんあるんですけれども、介護の予防生活支援事業の中に、介護用品の支給なんかもありますし、介護の予防ってついたら基本的には、普通の介護と同じように、お金は基本的には国がいくら町がいくら町の任意事業だったらまた別ですけれども、任意事業でも国から補助金入ってますから、必ずしも町単独っていうことはやってるんですけれども任意事業ですけれども、こういう例えば家族介護医療事業というは今あまりやってませんけれど元青空の会だとかいろいろやるかと思うんですけれども、介護用品の支給に関することってこれも介護4の人方が例えば在宅で頑張ってる時に、年間10万円分だけ、例えばおしめをおしめったら言い方あれですけど、紙おむつを買って支給するというような事業なんですけれども、こういったお金の中にももちろん町の予防事業ですから、町のお金ももちろん入っている。しかも、国も道も、そして介護保険の人方の、例えば特徴されている介護保険料でもって、これを賄っている、こういうものもですね切っていいのかどうか。ただ、多分聞くとはですね、そういう今まで想定されることはないって言うかもしれませんけれども、ただこういったかたちで条例規則にのせるのであれば、やはりあったらという想定の中でやっぱり質問をしないとだめかなということで私は質問してるんですけれども、こういった方々っていうのはですね、言い方間違えば大変怒られますけれども、社会的弱者の方々だとか高齢者もそうですけれども、そういった方々だと思うけれども、こういうものをですね、切ってもいいのかどうか。想定はないと言われればまたそうかもしれませんけれども、例えば、関係ないですけれども、福祉灯油だって税金滞納してない人なら買えるけれども、滞納して厳しいから福祉灯油、福祉の政策として出してるんじゃないですか。これだってどうなのかっていうのが42番です。例えば、長くなって大変申しわけないんですけれども、26番と22番に、子育て関係の医療費還元事業と22番にすこやか赤ちゃん誕生祝金ってありますですね。これ条例の第3条の3項の納税などの確認の中に世帯主と一緒に生計を一つにしている云々というのはこの中にあります。それは、ここに規則の中でもありますけれども、第4条に生計を一つにする親

族とは直系の2親等以内ということになります。ということになれば、おじいちゃんから言えば孫まで、本人から言えばおじいちゃんもということになりますけれども、例えば、親と一緒に同居していて、親が世帯主で生計を一つにしていたときに、若い息子さん方のご夫婦にお孫さんが生まれたら、おじいちゃん税金滞納して著しく不誠実だからということで、こういう医療費還元だとか健やか赤ちゃんの誕生祝い金というのはあたらないの。いや、言えばね、もちろん、私はこの制限条例に反対するものではないんです。もちろん公平感を欠くような、税の徴収についても、やはり地域の皆さんが納得するようなものにはあるけれども、ただ福祉はやはり違うんじゃないかということで、息子さんの赤ちゃんにだってもらえない、子どもの病気したときも医療費還元もできない。例えばNO. 43番の奨学資金に関する事、同じように、おじいちゃん方が生計を一つにして、その人が代表だということであれば、2親等ということであれば、お孫さんまでいきますよね。でお孫さんが奨学資金を使えないということになった時に、じゃあその奨学資金を、やっぱり生活なりが子どもを大学にやったりいろんなとこにやる時に大変だから奨学資金であるけれども、税の制限されてるといような親まで2親等ですからおじいちゃんから見れば下下ですから、そう言ったとおり影響があるのかな。こういったところもどうなのかなというふうに、考えますし、言えばたくさんあるんですけれども、例えば逆の場合はどうなのか。例えば、この別表2の中に申請行為のないもの、それはここに書いてありますように、敬老事業の米寿と白寿のお祝い金に関するもの、仮に息子さんと同居しているおじいちゃんおばあちゃんが息子さんが、これに認定されたら白寿を迎えても敬老のお祝い金もらえないのか。じゃあ世帯分ければいいんじゃないのとか、いろんなやり方はあるのかもしれないけれども、私はその2親等っていうやり方も、なかなかぎっくばらんすぎて難しいかな。で、道外の町村だとかに調べていくと事業ごとに、これは世帯主にだけかかわりますよ、これは同一世帯だけです、そういうことが、意外ときめ細かく、うちの町みたく2親等ぎっくりだと、本人からいくとおじいちゃん方、おばあちゃん方ということにもなるんですけれども、そういうところがどうなのかなということで、どうなのかなと思うんです。その辺の考え方って、ついでですから言うのは全部言いますが、時間があれですから、52番の障害者施設通所などに交通費支給に関する事、障害者の人方が万が一この認定を受けたときに、障害持ってるというハンディキャップを負いながら、交通費の支給等に関する事がこれでも制限されるのかい。例えばガイドヘルプサービス事業ということで前回、実績にして3人だか2人だが登録あるけれどもっていうことしか聞かなかったですけれども、これだって、介護だとかそういった人方が余暇を使うために、このガイドヘルプサービス事業ということで、1時間いくらで社会福祉協議会に委託してやる事業、福祉バスの運行事業に関しても、本当に税を払いたくても払えないような人が、万が一不誠実と、著しく不誠実と認定された場合に、福祉バスの運行事業についても、どう

なの。だから私は、今いろいろ言ってるけれども、やっぱりもう一度実は委員会に出したやつはあるんですけども、再検討してほしい。福祉のかかわる内容についても、もう少し精査をしてほしい。先ほど税務課長が言いましたように、もちろん、税の町民の公平性だとか、税の徴収に関するっていうことは、それは理解できるんだけど、福祉にかかわる内容はもう少し整理をして、検討してもらえないか、実は考えているんですけども、その辺のトータルのことで、町長か副町長でも、このような考え方、私が言ってるのが無理あるのか、想定されないということももちろん考えておりますけれども、ただ、文書で出されて、規則がつくられれば該当しないということにもならない。例えば、当時のそのときそのときの担当課長なり担当者によってこの不誠実の認定の仕方がどうだということのやっぱり問題もある。だからそういうようなことも含めて、よその町村では、1年間滞納あったらこれにまでひっかけますよ。だけれども、納税猶予だとか、分割があれば、基本的にはOKですよっていう、非常に明確にしているところももちろんありますけれども、全体として制限条例の中に福祉をこのようにはめることはどうなのか、町長か副町長にでもそれへ答弁をお聞きできればと思っています。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。前回の常任委員会に私ども制限条例の改正ということでお諮りをしたというところでございまして、その時点で別表といいますか各項目についてのより精査といいますか、実際に表現されてる文言と実際に制限を受ける事務といいますか、そういうものはどういうものかというような把握が多少といいますか、特に福祉分野においては不足してたなというところで、その件についてはこちら反省しておりますしお詫び申し上げたいというふうに思っております。それで今いろいろ高山議員から福祉分野での制限はどうかというようなお話もありましたので私ども、また別表といいますか各項目については、さらに福祉分野のみならず影響を与えるようなものについては、より具体的な制限はこれだというなことを明記して、それでお出ししたいと思っておりますので、ぜひまたその時点でいろんなご意見等いただければ、また検討して最終的には、12月議会に上程をさせていただければなと思っております。本当に私ども、税金を納めていただくという上でこういった措置もやはりいかに滞納を少なくして、町民全体の不公平感をなくした納税を目指すかという意味での制限条例ということでございます。私ども行政機関としては、やはり法令にのっとった仕事をするというのが基本でございますし、その辺は、ご理解いただければと思っています。もう何が何でもこれだということではなくて先ほどから説明してるいろんな事情の方がいるということもこちら把握しておりますので、それぞれのケースにおいて、それらを把握しながら、この対応の仕方、適応の仕方についても、ぜひいろいろと考えたいというふうに思っておりますので、

ご理解をお願いしたいと思います

議長

高山議員。

9 番
高山議員

1 点だけお伺いしたいんですけども、この制限条例については、町税と保険税ということですので、そういった意味の中ではですね、もちろんこれ以外の内容で物事を制限してるということはありませんと思うんですけども、過去にこの制限条例に基づかないで制限したなんていうことは、過去にはないんですよ。その 1 点だけ。

議長

税務課長。

税務課長

お答えいたします。こういった制限条例に該当するという、いわゆる著しく誠実を欠くものでない限りっていう部分においては、現在のところ、制限対象となる方については、本当にごくまれなケースだというふうに思われますので、現時点の中では、具体的に制限条例の対象となったという方についてはおられないと思います。それと税務課といたしましては、納税義務者の個別の事情によって納期限までに納付ができないという場合については、納付相談等を行いながら、誓約書を提出していただいて、行政サービスの制限とならないように、町民の生活に直接大きな影響を及ぼすことにならないよう配慮しながら、特に厳しい滞納者については対応しているところではあります。

議長

高山議員。

9 番
高山議員

いや、それは十分わかりました。ただ私の聞いているのは、この制限条例は、町税と基本的には国保税ですけども、こういう制限条例に基づかないで町民のいろんなものに、制限制約を加えたことは、この条例ではなくてですよ、そういうことはないんですよっていうのはないんですね。

議長

副町長。

副町長

この制限条例によらない、各個別の条例ですとか、要綱等にそういう規定がある場合がございますけれども、その個々の適用については今ちょっとどんなものがあったかというのは把握してませんのでできれば調べさせていただいて、別の機会にお答えできればと思います。

議長

高山議員。

9 番

多分この条例に基づかないでってことはないと思うんで、後で報告はいら

高山議員

んですけれども、ただ最後にですね、やっぱり先ほど松原議員の質問の中の言葉にもありましたように、町長は公約として福祉のまちづくりを中心としてというようなことが、松原議員からも出てましたけれども、そういったかたちの中では、できればですね、うちの町も今町長の公約にあるように、やっぱり福祉についてはもう少し温かい対応ができれば。かといって不公平感だとかいろんなことがあっては困るということはもちろんありますけれども、再度また検討していただいて、今回、常任委員会に上げたものについてもまた、再度検討して上げていただければ大変ありがたいかなということの要望して質問を終わりたいと思います。

議長

町長。

町長

私のほうからお答えいたしますが、福祉については本当に生活するために必要なことはよくわかりますけれども、それぞれ答弁しておりますけれどもやっぱり誠実性を欠くという部分ではやはり、基本的にはそういったものは、従来どおり適用すべきではないかなというふうに考えております。特に平取町は町税と国保税を滞納した場合には制限措置をしておりますけれども、他町では、例えば町営住宅、あるいは水道料などの範囲を広めて制限措置している町もあることとはご承知願いたいというふうに思いますし、今後人口減少していきまるとますます自主財源であります町税が減るということでございまして、税収が減るということはこれまでの行政サービスが維持できなくなるということにつながる、というふうに考えております。これまでも議会の決算審査においても、自主財源の確保、公平な負担の観点からより効率的な徴収体制で臨んでほしいという指摘されてございます。町の大きな収入であります地方交付税も減少してきています。そのような中ではさらに安定的に自立の道を進めるためには、やむを得ないものかなというふうに思っております。ただ、もう少し、別表もひくくめて、今ご意見いただいたことについては、再度精査しながら、内部で調整をさせていただきたいと思いますが、基本的には、そういうかたちで誠実性のないものということで、分割でこうしたいというものまで制限するという考え方はございませんし、いずれにしても21年度から町税を滞納する、行政サービスが制限されることになりましたけれども、このことについては制限することが目的ではなくてですね、納税意識を高めてもらおうということが大きなねらいでございまして、その辺は、大所高所から、ご理解を願いたいなというふうに考えてございます。

議長

高山議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は3時5分といたします。議運を開きたいと思いますので議長室にお集まりいただきたいと思います。

(休憩 午後 2時50分)

(再開 午後 3時 4分)

議長 それでは再開をいたします。先ほど松原議員の質問に対し、答弁保留となっていた点について答弁を求められておりますので、これを許します。観光商工課長。

観光商工課長 先ほど松原議員から質問のありました、本町における空き店舗の数ということでございますけども、本町における、現在可能利用な空き店舗ということで、8店舗ございます。以上です。

議長 それでは、続きまして、一般質問に戻りますが、松澤議員を指名いたします。松澤議員。

1番松澤議員 1番松澤です。先に通告しております国民健康保険の道移管に伴う各種健診のポイント付与について伺います。国民健康保険は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みであります。北海道では、道民の4分の1が加入、無職や年金受給者が半数を占め、農漁業や自営業は17%となっております。その国民健康保険制度は、1、年齢構成が高く、医療費水準が高い。2、所得水準が低く、保険料の負担が重い。3、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者、これは市町村となりますが、が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという問題を抱えていました。そのことから、国が3400億円の財政支援を行い、都道府県と市町村がともに、国民健康保険の保険者となり、平成30年度より、それぞれの役割を担うこととなりました。道の役割としては、財政運営の責任主体、国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進、市町村ごとの標準保険料率を算定、公表、保険給付費等交付金の市町村への支払いとなり、町の役割としましては、国保事業費納付金を道に納付、資格を管理、被保険者証の発行となります。あと、標準保険料率等を参考に道が出してきたものを参考に、保険料率を決定、保険料の賦課、徴収、保険給付の決定、支給となります。このことにより、今まで平取町独自で決めていた保険料が道に移管されることによって、どのように決まっていくのか、まだ協議中のことと思いますが、現在わかっていることによろしいので伺います。

議長 町民課長。

町民課長 それでは、お答えいたしたいと思っております。現在わかっている変更点についてということですが、国民健康保険については、国民皆保険を将来にわたり守り続けるため、ご承知のとおり、平成30年4月よりこれまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付

に必要な費用を全額市町村に対して支払うことにより、保険財政の入りと出を管理し、市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付することが大きな変更点となります。具体的には、北海道が医療費水準、所得水準を考慮し、平取町の納付金を決定するとともに、平取町が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示すこととなります。平取町は、北海道の定めた標準保険料率を参考に、保険料率を決定し、賦課、徴収します。そして徴収した保険料等を財源として納付金を北海道に支払うこととなります。北海道は納入された納付金等を財源として、保険給付に必要な費用を全額保険給付費等交付金として平取町に交付されることとなります。被保険者にかかる変更点なんですけれども、資格管理については、北海道も国民健康保険の保険者となり、平成30年7月に予定されている保険証の更新から新しい被保険者証等には、北海道名が表記されるようになります。保険給付については、広域化により、平成30年度から北海道内で平取町からほかの市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。保健事業についてはより積極的に、被保険者の予防、健康づくりを進めるために、さまざまな働きかけを行い、地域づくり、まちづくりの担い手として、関係者と連携協力した取り組みを進めることとなります。以上です。

議長

松澤議員。

1 番
松澤議員

道が標準保険料率を決定するというので、お話を伺いましたけども、平取町が高くなるというイメージ、保険料ですね、保険料が高くなるというイメージがとても大きく、心に残っております。お話を伺ったときに。それで私たちはこのことにより保険料が高くなるという、不安が一番の関心事であります。この新たな財政運営の仕組みの中に、そうしたなかです、保険者努力支援制度というのがありまして、概要としましては、医療費適正化への取り組みや、国固有の構造問題への対応等を通じて、保険者機能の役割を發揮してもらう観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し支援金700から800億円を交付するというので、国保の財政基盤を強化するというものでございます。それは加点式で点数に応じて特別調整交付金が按分されるというものです。その中で取り組むものとして、特定健診受診率、特定保健指導実施率、個人へのインセンティブ提供、個人へのわかりやすい情報提供の項目があります。その加点を得るために、健康促進のための制度、健康ポイント制度を導入すべきと考えます。他の自治体の例ですが、対象とされる健康関連施設で運動や健診、健康づくりに取り組んだ人にポイントが付与され、たまったポイントは商品券等に交換でき、医療費の抑制を図って導入する自治体が増えているようです。その中でもある自治体では特定健診を受診したときに2千円、特定保健指導を最後まで受けたら2千円と、

4千円を支給される場所もありました。それは当然その町の考え方としては、特定健診等健康に関することに力を入れているという結果の事業だと思われま
す。そこで、以前商店街ポイントサービス事業の行政連携についてという一般
質問、前にさせていただきました。今回国民健康保険制度の改革に伴い、ポイ
ント付与事業を行う場合、町民になじみのある地域ポイントカード、トマトス
タンプカードを利用するのはいかがでしょうか。閉店なされたお店の機械を貸
し出し可能であるようですし、持っていない方にもその場で簡単な記入だけで、
カードを持つこともできるそうです。ポイント進呈はインセンティブ強化につ
ながり、健診の受診者の増大や普及活動ができ、またポイントも町内だけの使
用となり、地域における消費活動が円滑に循環し、活性すると言えます。町の
考えを伺います。

議長

町民課長。

町民課長

それでは私のほうからお答えいたします。平成30年度から始まる国の第3期
医療費適正化計画の取り組み目標として、特定健診等の実施率向上に加え、新
たに糖尿病の重症化予防の取り組み、後発医薬品の使用促進などを盛り込む予
定となっております。国は平成30年度までに保険者努力支援制度の運用方法
の確立など、医療費適正化に向けた取り組みに対する一層のインセンティブ強
化について制度設計を行うこととしており、保険者努力支援制度は特別調整交
付金の中で交付が行われ、保険者努力支援制度の取り組みが保険料の財源に直
結するかたちとなります。国の第3期医療費適正化計画の取り組み目標として、
特定健診等の実施率向上、糖尿病の重症化予防の取り組み、後発医薬品の使用
促進が盛り込まれることとなることから、町民の病気の予防、健康づくりを進
めるため、また地域づくり、まちづくりの担い手等として、活躍していただく
ためにも、ヘルスケアポイント付与等の事業は一つの有効な手段と考えており
ます。

議長

松澤議員。

1番
松澤議員

有効なことと考えていただいているということで、財源がですね、イコール支援
金でとまではならないと思います。ほかの健診にはどうするかとか、課題が幾
つもあると思われませんが、町全体としての健診の受診率を上げる方法として取
り組んでいったらやっぱりよろしいかなと思っております。トマトスタンプカ
ードに関しましては、登録団体に対して支援する教育支援券がついております。
各地域のこども会、スポーツ少年団、老人クラブ等が登録していますが、いま
いち認知度が低いようですが、行政加入により注目度が増してトマトスタンプ
のカード発行数も増え、興味を持つ方が増えると登録団体に対する支援の輪も
広がると思います。町と商工会の連携の新しい試みは町全体としましても意味

のあることと思います。ボランティア活動に対しポイントを付与する、平取町介護支援ボランティア事業が平成26年8月にできておりますが、お金を付与するというので、そんな簡単にそのことが行われるわけではないと思いますが、仕組みもなかなか複雑でありますし、やはり町民が簡単気軽に取り組みやすくするのも成功の秘訣と言えらると思います。これからこのことをもしなさってくださいとしましたら、いろんな方面で利用することができると思いますので、町長、副町長もし答弁いただけましたらこのことに関して何かお言葉いただきたいと思いますがどうでしょうか。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。健診率を上げるためのトマトスタンプ券の活用ということでございますけれども、健診を上げるという側面とやはりトマトスタンプを利用するというので、商店街と言いますか商業の活性化にも寄与できるものだというふうには考えてございます。いろいろ導入に向けての関係機器とか体制の整備、それからまた予算的な措置も必要となるということでございます。今後これも健診を上げる一つの手段として、ぜひ検討をしたいと思っております。さらにもっと町民の健康維持のために、受診率のアップについてはまた違った側面からもいろいろ検討したいと思っておりますので、その辺総合的に考えてこのやり方が有効だというような確信といたしまして、そういうものができればですね、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

議長

それでは松澤議員の質問は終了いたします。続きまして5番井澤議員を指名します。井澤議員。

5番
井澤議員

それでは、3点についての質問がありますが、まず第1点、幌尻岳登山道の回避道路開道等についてということですが、それに先立ちまして、行政報告の中で副町長から今回の8月29日の幌尻岳遭難のことについて、詳細な報告をいただきましたが、11時45分に役場内に救助対策本部を設置したということで、各関係部門と連絡して、消防から救難ヘリを呼ぶなどということにつながっていったわけですが、これは昨年の大雨災害の時にも副町長にお願いしたことではあります。昨年の8月22、23の洪水のときにも、22日の夜9時に災害本部ができたにもかかわらず、私ども町議には連絡がなかったということに関して、今後こういう場合は、やっぱり連絡をいただくほうがよろしいのではないかと。町内に町議が必ずいるとも限らないし、いろんな意味で、そのことを町議が知らないでいることはよろしくないんじゃないかと、その本部ができた以上ですね。そんなこともお願いしていたんですが、今回の救助対策本部が設置されたに関して、私には直接の連絡いただきませんでした。町議会というか町議に対しては何らかの連絡がされていたんでしょうか。お聞

きいたします。

議長

副町長。

副町長

昨年の災害のあと、井澤議員からそういうご指摘受けまして極力それぞれ町議の皆さんも各地域にお住まいというようなこともあって、その状況把握等のためにも連絡をするというようなことをしたいなというようなことで進んでおりましたけれども、今回、災害ということはなくて、救助体制の確立ということでございまして、先ほど行政報告で申しました各機関が災害が発生した場合にはこういう方法で集まって救助体制を整えるというようなことでございましたので、その中に町議会というようなことが無かったということもございまして、今回の取り組みと言いますか、対応としてはそういうことになったということでございます。

議長

井澤議員。

5番

井澤議員

事情はわかりましたが、結果的には3人の方が遭難して、残念ながら、3人ともお亡くなりになるという痛ましい事故となって、そういう結果については全国で、このことが報道され、テレビ各社、そして新聞各社もそのように報道されたというような、結果としてはそういう痛ましい事故になりましたので、結果論ではありますけれども、こういう場合についても、私は町議に連絡をいただいたほうがいいのではないかと考えているというか、検討していただきたいと思っております。それから、先ほど、今回の事故のことに遭難に関しましては、千葉議員のほうから、詳細にわたって質問をされておりましたけれども、国定公園ということがありまして、いろんな設備をすとかということが、難しいということがありますが、千葉議員はそれぞれ国定公園は国から業務委託を受けているということがあって、それを都道府県での各対応は、さまざまなどがあるというようなこともおっしゃってましたが、この今回の四の沢での事故の場所について、この沢渡りはどのパーティっていうか、個人であっても水がある場合は自分でロープを自分で投げて張るのか、そういうことでそこを渡渉していくっていうことだと思っておりますけれども、今回のところでは確認されたところで増水して、今回遭難があった場所については、幅10メートルにわたって沢が、川幅が広がっていて、深さが1メートルぐらいあったのではないかとというのが、現場を確認した方々、そして事故の同じパーティーからの方々の報告がありますけれども、国定公園でそういう設備は難しいかもしれませんが、山岳会で、当日遭難と一緒に駆けつけた二風谷の船越さんが新聞取材に応じて、パーティーがかけた緩んだロープ、何か斜めに渡した、川を斜めに渡したらよかれと思ったんですが、それが緩んでいたロープでは非常に危険なんだと。ロープってというのはぴんと張ってなければそれに伝っていくのが難しい。足元も

水がありますから、探りながら進むような状況ですけども、この辺のところを、北海道への対応の中で、この一番四の沢の川幅広がるというところに、沢渡りのロープではなくてしっかりしたケーブル、金属のケーブルを張ることによって、事故が未然に防げるのではないかと思います。そのことについてはこういう事故があつて、今回、全国的な報道になって痛ましい事故となったことがありますから、観光資源として、またとよぬか山荘そしてシャトルバスと含めて、ここの貴重な事業も行っているわけですので、このことについて、やっぱり必要なところには相談した上で特にこの四の沢については、沢渡りのケーブルを設置していただくように、北海道にお願いするというようなことについてはいかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

四の沢付近は通常でも若干水深があつて流れがきつい場所というところがございます。今回、1メートルほどの深さがあつたということでございまして、ロープがたわんでたというのが一つの要因になつてるかもしれませんが、基本は沢渡りといいますか渡渉は本当にやつてる方といいますか、そういう山が日本にあまり少ないということで、本当に経験されてる方が少ないわけです。新聞報道でもベテランとありましたけれども、沢渡りに関してはもうベテランも初心者もほとんど同じレベルと考えてもいいというふうに思っております。それで今おっしゃつたロープを常時張っていけばいいというご意見ですけれども、そこはやはり慎重論がございまして、やっぱりロープに頼ることで水深があつても無理して渡渉するというような事態も実は考えられるということで、そういうことがなお危険な状況を生み出すということも考えられるということをして以前いろいろ議論したこともございまして、そういうことがそういった事故防止のためにどれだけ有効かということも、今回、こういう事故もありましたので、山岳会など、山をよく知つてる方にいろいろと協議をして、さらに事故防止についてのいろんな手法等を検討していきたいというふうには考えています。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

その辺についてはよろしく対応お願いしたいと思います。それから、今回の報告の中で遭難が救難につながつたのは、幌尻山荘の当日の管理人の方からの衛星携帯で平取消防署に連絡があつたということがありますけれども、この衛星携帯はこの登山の一式、とよぬか山荘からシャトルバスに乗って行って、送り届ける、あるいは下山する方を待つシャトルバス、そして幌尻山荘ということの中ですけども、今回も雨の中、下山6時に下山する予定を1時間早めて下山してというようなことで報告されてますけれども、緊急時の連絡用に、この衛星携帯というのはこのシステムというか、この幌尻の登山の中に、何台あるん

でしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 衛星携帯につきましては、山岳会のほうで1台、幌尻山荘との連絡ということで1台、山岳会のほうで用意しております。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 1台ということでしたけども、平成15年の水害で豊糠地区が孤立した折ですね、今のような豊糠橋もかかっておりませんでしたので、そのときに、何かの事業費か町の単独であったかわかりませんが、豊糠自治会に衛星携帯が設置されたっていうふうに確認していますが、その衛星携帯は今は使われてないんでしょうか。

議長 副町長。

副町長 豊糠につきましては、今のようなダム管理に係る橋梁とかができてないという状況で、孤立化が見込まれるというようなところでございまして、自治会からの要望もあって衛星電話に補助したという経緯がございます。ただ、豊糠地区も携帯電話の不感地帯から docomo と a u に限られますけども、ソフトバンクですね、に限られますが、携帯電話が通じたということで、今は緊急の連絡等については携帯電話ということで、今は自治会としても使用はしてないという状況だと思います。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 このような事故が起こったときですので、とよぬか山荘については、豊糠自治会が事業を受けてやってるとは先ほど千葉議員の確認していたところですけども、その衛星携帯をとよぬか山荘に置くだけでもいろんな利便性があると思いますし、また新たにシャトルバスが走るとき、シャトルバスを林道をかなり長距離走っていきますけれども、一般携帯は通じないような状況ですから、万一のためにもシャトルバスにも衛星携帯を備えるようなことも必要じゃないかと思えますし、その辺のことについてはいかがでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 それにつきましてはですね、とよぬか山荘につきましては特に衛星携帯を置く必要性がないと、携帯がつながりますのでその辺については特に必要ないのか

など考えております。あとシャトルバスにつきましては、連絡方法等いろいろ考えなきゃいけないかなとは思いますが、基本的にはシャトルバスについても、行く前に上から情報もらいながら行ってございまして、もう降りてるのでっていうようなことで、情報を得て、迎えに行ったり、あと、水が出てるので今日は登山やめてくれというようなことで、バスを止めたりしておりますので、早急な整備は今はいらないかなというふうに考えております。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

実際には事故が起きましたけども、ツアーの8人のパーティーについて3人亡くなるということですが、シャトルバスが8時半に出るところのなかで、それに間に合うように8時には着くようになっていう登山スケジュールになっていたようですけども、この辺のところについては、シャトルバスに対して山小屋から、このときは5時ぐらいに出たらしいですけど、5時ぐらいに出たよっていうのが、とよぬか山荘とかシャトルバスの方々に伝わっていたんではないか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい、このときも上から下山しているという情報は、運転手さんのほうには聞いてございまして、迎えに行くということでございました。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

理想的なことを考えると、下山の方にですね、シャトルバスと幌尻山荘の間で、衛星携帯を貸与して、着いた場所で返してもらって、幌尻山荘に着く前でシャトルバスから貸与するとか、それから幌尻山荘からシャトルバスに着くまでの間、何かあったら、今回のこのような事故のことですけどもあった時とか、もっと軽微なことでも連絡とれるように、衛星携帯がもう少し活用されるような方向が必要じゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

今の件なんですけれども、それにつきましては、登山者に衛星携帯を貸与ってことなんですけども、ちょっとそれは現実的ではなくてですね、登山者が、今回みたいに1組であればそういうのも可能なかなと思っておりますけれども、何組もいるなかでどこの組にそれを貸与するかってのはちょっとなかなか難しい判断もありますし、経費的にも、それを誰が負担するのかっていう部分もありますので、井澤議員の提案についてはちょっと対応はいたしかねるかなというふ

うに考えております。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

続いて、平成27年度予算で登山新ルート開発が行われたけれども、結果としては千葉議員の質問の中にあっただころですが、報告書で観光課長から、そのときの山岳会から報告された、写真6枚入りの報告書が届いてますが、新しいルートを探すために、立木に赤い長いリボンを通り赤い長いリボンをつけて進んでる様子が報告されていますけども、50万円の事業でしたが、この時にです、進んでいったルートについては、リボンで確認するという事は、後から辿ればわかるかもしれませんが、GPS機能で、どこにその赤リボンを設置していたかっていうそのようなことは行われていたんでしょうか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

平成27年度の調査におきましては、リボンをおいて目印の印をつけて歩いておりますけどそういったGPSを使ったというかたちものではありませんでした。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

GPS機能を使うということで詳細な場所ってというのが確認できる時代ですので、この年度に入っても、山岳会の協力で新しいルートが探されていったということがありますけども、今の時代のことですから、どういうルートであったかっていう、地図上で辿ることもできますが、きちっとそのGPS上も、沢とかカーブとか登り、そういうことがどの時点で確認されたかっていうことが確認していくことが何よりも、後々新しいルート、回避ルートを探していく時に重要じゃないかと思っておりますけども、GPS機能をそういう意味で十分に使うことが必要じゃないかと思っておりますがいかがですか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

そういったGPSと位置情報ということの考え方も大事になってくる部分もあるのかなとは思いますが、基本的に幌尻岳につきましては、急斜面であったり高低差が激しいという部分の中の地形があるという特徴でもあるというふう聞いておまして、先ほどの答弁の中にもありましたけども、今現在そういうふうには特定できるようなコースはなかったということでもございましたので、引き続きまだそういった以外の部分のコースの避難コースとしての考え方もあるかと思っておりますのでそういった部分で活用できるのであれば、やって

いければというふうに考えております。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

続いてGPS機能のことについてですけれども、今、登山者の方も、スマホなり携帯を携帯して登山しているんじゃないかと、少なくとも一つのパーティーで一つは持っているのではないかなと思います。登山者のスマホ携帯機能ですね、所在地を特定するGPSの設定は簡単にできるようですけれども、そういうことを、今回は遭難した3人の方は、すぐに同じパーティーが助けあげたということがありましたけど、流されたようなときにどこに今いるかというようなことが、水の中に入ってしまうとGPSが機能がきかない場合もありますかもしれないけども、登山路を間違った方が登山者がどっかでののか、そういうようなことが確認できるので登山者にスマホ携帯持ってる方について、GPSを働かせていただくようなそういうことが今後、しておく安全な登山とか、遭難のときに役立つのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

携帯電話の関係なんですけれども、基本的に携帯電話の電波が届かないとGPSも使えないのであそこところは、いずれにしても、GPSの設定をしておいても、携帯電話の電波が届いておりませんので、難しいのかなというふうに考えております。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

そういう意味で戻りますけれども、先ほどの衛星携帯がそういう意味で役立つていくのではないかと考えますので、よろしく検討もしないということでしたけども、検討していただく価値はあるのではないかと思います。それでは、次に29日のときに、私貫気別の自宅におりましたけども、お昼ちょっと前に救急車とそれから小さいタイプの消防車等が次々と走って行きましたので、何かかと思ひまして地元の消防団に聞きましたら、幌尻岳で遭難があったようだということを知ってですね、それで、遭難、登山ということになればと思ひまして、同僚議員の高山議員が山岳会の役員ですので、電話しましたところ、もう現地へ向かっているってということがありまして、私もとよぬか山荘へ行ったんですけども、高山議員はさらに林道を進んでおられるということで、会うことはできませんでしたが、その時にとよぬか山荘に邪魔にならないように、滞在していたんですけども、もうとにかく、報道人からの電話が次々と本当に休みなくかかってくるような状況でした。そして、遭難がありましたけども、当日宿泊で翌朝登山するという方々も次々と、翌日は確か13人ぐらいの方が

登山予定でとよぬか山荘へ来られてるということがありましたので、そのとよぬか山荘へ到着する方々、そしてまた予約だとか、問い合わせ等で対応する、その時は責任者の方お1人で対応しておりましたけども、そういう電話の問い合わせが来ているところへ、少したつとですね、報道各社がカメラを抱えてどんと来まして、新聞社の記者も来ましてね、多分10社ぐらいは来ていたんじゃないかと思えますけども、電話が次々かかるなかで、とてもその窓口で取材記者に対応できるような状況じゃなかったんで、そこで私としては救助対策本部からこのとよぬか山荘にこの事故対応について、何らかの人材を派遣して、そういう取材陣に対する対応が必要じゃなかったかなというふうに感じたんですけども、そのことに関してはいかがでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

先日額平川での事故におきましては役場に対策本部を立ち上げまして、主に消防とやりとりをしながら救助の状況の確認だとか、情報収集をしておりました。また消防のほうから支援要請などがあつた場合につきましては都度職員が対応してきております。事故の通報後から対策本部がありました役場にも数多くの報道機関からの問い合わせや取材がありました。また消防署におきましても業務に支障をきたすほどの取材、電話等があつたということを聞いております。またとよぬか山荘のほうも同じような状況だつたと聞いておりますけれども、取材に対しては通報の内容や救助の状況など確認のとれたものしか回答できないので、それぞれそういうような回答をしておりまして、とよぬか山荘でもそういうような対応をしていたと聞いております。今、とよぬか山荘でも対策本部として人員の派遣が必要ではなかったかということなんですけれども、とよぬか山荘のほうからそういう要請があれば、こちらから人を派遣することは可能かなと思つたんですけども、まああまり人が行って、情報も不確定の情報の取材とかがつていうのもなるべくしないようにということにしておりますので、基本的には、今後はですね、遭難救助の協議会みたいのがありますので、その時にちょっとその辺の精査をしながら、情報の発信は対策本部1本ですとか、そういうようなかたちでしていきたいなというふうに考えております。

議長

井澤議員。

5番
井澤議員

検討していただくということでよろしくお願ひしたいと思います。とにかく当日宿泊の方が、自分の車や連絡バスで来られるというんですけども、その人たちに、もう玄関前でずらっとカメラを向かわせているという状況がありましたので、到着された方々もほとんどは何か携帯スマホ等で事故の状況は知ってるようですけども、帰ることなく宿泊するというので、順次、宿舎に入つていったというような状況がありましたので、その現場におりましたので、報道

人ですから、簡単にそうですかとは引き下がらないので、粘り強く管理の方に情報を得ようということでやりますけども、電話をしながらそんな対応しなきゃいけないということを見ましたので、先ほど、今後、検討していただくということでしたけども、本当にそれが必要なんじゃないかということを感じました。また別なことになりますけども、とよぬか山荘は学校跡地ですので、必要な部分は舗装されてますけども、現在駐車場になってる所の芝生っていうか草地については、晴れていればいいんでしょうけども当日は雨で遭難が起こったわけですけども、雨の後でですね、ぐちゃぐちゃなってるということですね、報道各社が車を乗り入れるようなことがあってですね、宿泊する登山者の駐車が混乱したり、足元がぐちゃぐちゃになってるというようなことがありましたので、この辺の整備も必要じゃないかなということを感じた次第ですので、今後検討を豊糠自治会に委託はしてますけども、委託費でできることでもないと思いますので、そういうことで、まだいろんなことで整備しなきゃいけないところがあるのではないかと思いますので、その辺の検討についてお聞かせいただければと思います。

議長

少しですね、その件については、今回の設問とは少し離れたことになるかなと思いますので、別な角度から質問されるか、それとも先に進んでいただくかしていただきたいと思います。井澤議員。

5 番
井澤議員

それでは最初の質問は終えたいと思います。2番目の質問は、町内光ファイバー回線を用いた全戸への緊急連絡機の設置についてということでありまして、先ほど高山議員がこのことについて詳細に尋ねておりましたけれども、当日のJアラートシステムが発動したことと、先ほど説明がありましたけれども、発信する必要がないエリアメールを平取町で政府からの発信から40分後に発信したというようなことがあって、私のところに、道新の札幌支社の記者からですね、携帯を持って人には連絡がついたりしたんだけど、携帯持ってない人について、どういう連絡をしたのかということの問い合わせがありましたので、それで消防からのサイレンとか、放送をしておりますということを答えましたけど、そこで、粘られて聞かれたのが携帯を持っていない方に取材したので教えてくれないかというようなことがありましたが、それは今すぐ手元ではわからないのでということで答えましたが、そこになって私どもも、私もそうですけども、この議場にいる方々はみんな、多分携帯を持っている方々じゃないかと思えますけれども、今では少数ではありますかもしれませんが、携帯、スマホを持っていない方々がいるということを改めて気がついたわけですけども、そういうなことの取材から気がついたこともありましたけども、今回のアラートシステム発動のところについて、いろんなことが道内、関連の自治体で起こったようですけども、その中で、北海道新聞の中でエリアメールで平取町からのエリアメール等によって、安全なところへ避難してくださいとい

うことがあったりが書いてありましたけれども、先ほどの質問で学校教育現場でそういう時の対応について、学校は授業中、学校は丈夫な建物なのでっていう、生涯学習課長の回答がありましたけれども、北海道新聞の浦河支局の記者の記事が、日高振興局によると、日高管内で早朝に避難できる地下施設はなく、というふうに書いてあるんですが、日高管内ほかはもうそうなのかもしれませんけども、平取町においてもその早朝に避難できる、地下施設っていうのは、あるんでしょうか。ないんでしょうか。お聞きいたします。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答えいたします。平取町内におきましてですね、地下施設っていう避難できる場所は早朝じゃなくても、昼間でもありません。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 地区ごとの町内6地区でのサイレン吹鳴、そして音声放送ということがありますが、ほかの地区で聞くことはあまり、サイレンは聞くことありますけども、音声放送を聞くことはなくて、私貫気別地区で聞くところでは、風向きによってサイレンも聞こえなかったり、音声放送はもうほとんど聞こえないような状況があるんですけども、この辺のところの改善が必要じゃないかと思いますがいかがでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今回の件、改善が必要かっていう件ですけども、このサイレンスピーカーにつきましては、町のものではなく消防のものでございまして、それを町がお借りして使うという、今回のJアラートの場合はお借りして使うということなものですから、先ほど、高山議員の質問でもありましたけれども、そういう情報伝達については今後何らかの方法を考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 それでは、先ほど高山議員の質問の中で近隣町ということで、日高町のこととむかわ町のことがありましたけども、その中でむかわ町のことに関してまちづくり課長が緊急連絡の機械が設置されているのは穂別地区だけのように、お答えになったように聞いたんですが、むかわ町全体ではなくて穂別地区だけに設置されているんでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

緊急連絡というかですね、有線でつながってるのは穂別地区、光ケーブルでつながってるのは穂別地区だけでございます。それ以外につきましては先ほども申し上げましたけれども、旧鷺川町の市街については、サイレンスピーカー、そしてそれ以外の集落、点在してる集落については、戸別受信機を設置しているというふうに聞いております。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

合併した町で旧穂別町は率先して平成12年に全戸光ファイバー網で緊急連絡もできる端末が設置されていて、私も、何かの委員会で、平取町も全戸光ファイバー網はできることになっていて、光ファイバーをパソコン等で利用しない方については、使ってない状況でありますけれども、平取町としては全戸光ファイバー網で高速で必要な連絡がとれるような状況に設備されていると思っておりますけれども、今回のJアラートのことに関して、この緊急連絡ができる端末、そしてこの端末は穂別の地区のことであると、緊急連絡及び行政連絡が送られてきたのを見ることができるとか、図書館の本の在庫を見ることができるとか、双方向のそういう利用もできるような端末っていうようなことになってますけれども、私どもの町で、この光ファイバーが全戸で使えるっていう状況の中で、今回のJアラートのことのシステムの中で、それが光ファイバー網を通じて端末をそろえれば全戸に連絡が速やかに音声も割れることもなくて、明確なあるいは文字情報でも伝えることができるのではないかと思いますけれども、そのような、準備がされている町で、こういう危機管理ということで、今後10か年計画には含まれてはいないと思っておりますけれども、検討する課題があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

今井澤議員の言われました全戸に光ファイバーがというのはちょっとニュアンスが違いまして、全地区に光ファイバーがつながっておりまして、全戸につなげるためには個人個人で契約をしていただかなければならない。穂別地区につきましては基本的には当初はあそこは難視の解消を主な目的として全戸につないで、有線放送については、各戸から毎月、ちょっと金額忘れましたが、毎月一定程度の使用料をいただいて運営をしているということもあります。それでその中で行政情報のやりとりだとかっていうのを入れたっていうのを聞いております。うちの場合はですね、基本的には通常の光ファイバーによるインターネット通信網の開設ということを主なことで開設しまして、それ以外に難視対策ということで、電波の届かないところには有線放送ということで、光ファ

イバーを整備させていただいておりますけれども、今、議員言われたように、全ての家に戸別受信機というかそういうのを引っ張り込んでやるということになったときの自己負担だとか、事業費だとかいろいろ考えるとですね、方法論として一つの方法だとは思いますが、それをすぐどうのこうのっていうことにはならないのかなということで、繰り返しになりますけれども、一番経費のかからない方法で、一番効率的な情報伝達のシステムみたいなのを今後いろんな業者だとかにも情報提供いただきながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

井澤議員、今の質問ですけれども、先ほど高山議員の質問にもあったということのなかで、一定のこれから今後検討するというかたちの、今も答弁ありましたけど、そういうことでありますので、この件について、まだありますか。では先に一つ進んでいただきたいと思います。井澤議員。

5 番
井澤議員

今回、全面改定では15年ぶりとなるこの町勢要覧びらとりが発行されまして、私ども議員にも配付されましたんですけども、作成した担当のまちづくり課からは発行しましたので、という何の宣伝もないような状況ですが、その広報見てうれしいと思ったのが一つあったんですけども、実はこれから質問します、沙流川アート館について、今回、初めてなるほどびらとり再発見、平取町のお出かけスポットとして沙流川アート館が紹介されていまして、展示を見ている方々の光景があって非常に今管理責任を持っている児玉さんが平取へ、このアート館へ来ていただいて丸27年目に入っていると思いますけれども、児玉さんの努力、そして川向自治会、また先ほど説明ありましたけど、関連する運営委員会の皆さん、そして町の支援でですね、丸々四半世紀以上にわたって、この沙流川アート館でアート活動が続けられたことが、広報に入ったということでもう大変評価されてるということでもうれしいことかなと思いましたので、まずそれをお伝えいたしますが、アート館については私が町議になる前からアート館で作品展示等させていただいての関係がありましたけれども、最初改築が一番必要なのがトイレではないかということで、いわゆる落とし込みトイレ、ぼっとんトイレについて、何とか改善できないだろうか。特に女性の利用者が制作する方々もまた、見に来る方々も圧倒的に女性が多いもんですから、その辺の改善はということで、ぼっとんトイレのままですけれども、洋式の暖房便座のついた、トイレを改築していただいたことは大変よかったかと思っておりますけれども、それが10か年計画の中で、当初6年目の事業でしたが、昨年のローリング見直しで3年目、櫻井議員が質問しておられましたけれども、来年度、平成30年度で改築を行いたいということの計画がまとまって、昨年度10か年計画の中でも私もいろんなことを必要なことを質問したりしたことがあったわけですけども、今、先ほど櫻井議員からの質問にありましたけれども、管理の児玉さんから、今後の、現在のアート館とこれからのアート館の利用方法について6

月12日に運営委員会に出されたものがあって、それも私写しをいただいておりますけども、大変、やっぱり四半世紀にわたって、町でアートの仕事をし、また大勢の生徒さんたちを教えた方の切実な願いかなと思って、十分に検討しまして今回の質問にしていたわけですが、私としては、今は、四半世紀にわたって管理していただいているいろいろやってくださった児玉先生ですけども、そのあとに来る方、児玉先生がいつまでもいてくれるわけではないとか、そのあとに向けて今回の改築案が必要でないかと。それで町の明確な管理施設で自治会の施設ではないというのが、先ほどの櫻井議員の質問の中で何かはっきりしてきたように思いますので、条例とかそういうものも必要じゃないかっていうことがあって、それを整備していくというような回答がありましたが、この今児玉先生にある意味頼っていますけども、この後、どういうふうに、このアート館の将来をつくっていくかといって、いろいろ運営委員会も幅を広げてというなことがありましたが、この川向の唯一と言うのか、生活館とそしてこのアート館というのが川向唯一の公的施設ですけども、10か年計画のときにも、自治会から一体化した利用ができないかというようなことがあって、体育館で葬儀ができるように、地域としては考えているというようなことがありましたが、その辺の計画ができて2年たって来年に早めたということですが、川向地域の公共施設、町の施設でもありますけども、川向地区の唯一の公共施設として、どのような位置付けで考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長 井澤議員、なるべくひとつ簡潔にお願いいたしたいと思います。

5番
井澤議員 はい、わかりました。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 それではお答えをしたいと思います。昨年の11月の運営委員会の中で、当初は運営委員長の自治会長さんが生活館とアート館を統合して、大きなものを建ててほしいというお話をされてました。その中に平成3年当時に、この施設を学校統合のときにいた自治会役員の方がいて、アート館は町の施設だということに言及されまして、そこでそういう話がなくなったということです。ですので、自治会としては生活館についての要望はございます。アート館については町が実施するという事なので、あわせてそこで葬儀の会場云々という話は昨年の11月には出ておりません。

議長 井澤議員。

5 番
井澤議員

そここのところが確認できたのでアート館の将来について、どのように考えていくかについて、運営委員会等で、よくよく条例をつくった上で考えていくということになるということなので、順調に進むことを進めていただきたいと思います。それで改築の中で児玉さんはふれておりませんが、町内の児玉さんもそうですけども、先年亡くなりました大友一夫先生とか、それから本町にいた坂東萬喜子先生とか、その他道内の公募展でも会員、あるいは会友、入選を続けている方々がいますけれども、こういう方々の町内作家の方々、絵だけとは限りませんが、このアートな作家の方々の常設展示場を今回の改築の中で設けることができないかと望んでいるんですが、その件に関してはいかがでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、その件につきましては、運営委員会なり、また児玉先生と協議をしながら、可能かどうかを少し検討させていただきたいと思います。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

先ほどの櫻井議員の質問の中でいろんなことのそういう条件整備をしていくという中で、30年度に3年早めてはいただいたんですが、十分な条例制定から設計について、十分な時間を取ったほうが良いものとして後世に残せるのではないかということと、10か年計画の中で、町長が私の質問に回答していただきましたけども、非常に老朽化した施設なので、このまま改築するのではなく、建て替えるってことも含めて検討しなければいけないという回答があったと思いますが、それは6年目ということがあって十分に時間があったということで、そういう回答もいただいたかと思うんですが、アート館ですから、二風谷の工芸作業場に今建て替える、今年度やりますけども、その中で、その芸術的なその設計をするので、設計委託料800万増やすようなことが行われますけれども、その辺のこと含めてこのせっかくのアート館についても、芸術的な雰囲気が出る建物とか付属施設であってほしいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

このアート館につきましては、児玉先生からも提案の中でふれられている、小学校の雰囲気というかですね、今のものを、雰囲気を残してということもありますので、また昨年12月に運営委員会を経て開催した、庁舎内のプロジェクトの中でも、基本的には芸術を中心とした文化施設ということで、建物を維

持するため、小学校の雰囲気を残したかたちで維持する改修というふうに位置付けていますので、それを基本に改修をしていきたいと考えています。

議長

井澤議員。

5 番
井澤議員

わかりました。それで今の川向小学校跡地、アート館が建ってますところは、もともとは、谷地、湿地だったそうでそういうことがあって、今床が抜けるとか、土台が傷むとかいうようなことがここへ来て何十年もたってますから出てきているという状況がありますので、建て替えるっていうことが望ましいかもしれませんが、修繕するというときのためにも、排水路について、アート館まわりの排水について十分考慮した、設計、工事をしなければ、結局直した本体建屋の土台部分から痛んでいくというようなことが考えられますのでその辺のことについて、現地を見ておられておわかりのことかと思えますけども、いかがでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、これは地域からの要望でも、上がってるかと思えますけども、沙流川アート館があって、道路がかなり高いということ、やっぱり改良重ねて高くなっているということで、あそこに確かゲートボール場もあったかと思えますけどもその辺も、かなり湿気がというかそういうような状況になってるので、それはそれで要望を受けてますので、そこは建設水道課と協議をしながら、排水の関係も含めて、今回の改修ということにはなるかどうかわかりませんが、検討させていただきたいと思えます。

議長

井澤議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問は全て終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。

日程第6、報告第4号、

日程第7、報告第5号、

日程第8、報告第6号、

日程第9、報告第7号、

日程第10、報告第8号、以上5件を一括して議題といたします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

日程第6、報告第4号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は

採択です。委員長の報告どおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、報告第4号については報告どおり採択と決定しました。

日程第7、報告第5号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、報告第5号については報告どおり採択と決定しました。

日程第8、報告第6号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、報告第6号については報告どおり採択と決定しました。

日程第9、報告第7号について、採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、報告第7号については報告どおり採択と決定しました。

日程第10、報告第8号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、報告第8号については、報告どおり採択と決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

(散 会 午後 4時13分)